

**国家外汇管理局北京外汇管理部关于印发《跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定（试点）》的通知**

**京汇〔2023〕25号**

辖区内各外汇指定银行：

为持续推进资本项目重点领域改革，进一步便利跨国公司集团资金归集使用，支持实体经济高质量发展，国家外汇管理局决定在北京市开展跨国公司本外币跨境资金集中运营管理业务试点。为保障试点工作有序推进，北京外汇管理部制定了《跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定（试点）》现印发给你们，请遵照执行。

本通知自发布之日起实施。北京市辖内新增资金池业务，以及按照《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司跨境资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发〔2019〕7号）办理的存量资金池业务，均应按照本通知办理。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局北京外汇管理部反馈。

联系人：翟颖

联系电话：010-88655374

附件：跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定（试点）

国家外汇管理局北京外汇管理部  
2023年6月28日

附件

**跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定（试点）**

**第一章 总则**

第一条 为促进贸易投资便利化，服务实体经济，便利跨国公司跨境资金集中运营，制定本规定。

**国家外貨管理局北京外貨管理部：《多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理規定（試行）》印刷・公布に関する通知**

**京匯〔2023〕25号**

管轄区内各外貨指定銀行：

資本項目重点领域改革を継続的に推進し、多国籍企業グループの資金の集中運用をさらに促進し、実体経済の質の高い発展を支援するため、国家外貨管理局は、北京市において多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理試行の実施を決定した。試行の秩序ある促進を確保するため、北京市外貨管理部門は「多国籍企業の人民元・外貨によるクロスボーダー資金の集中運用管理に関する規定（試行）」を策定した。ここに印刷・公布するので、真摯に従い執行されたい。

本通知は、公布日より実施される。北京市管轄内の新規プーリング業務、及び《国家外貨管理局〈多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定〉の印刷・公布に関する通知》（匯発〔2019〕第7号）に基づき取り扱われるプーリング業務は、本通知に従い取り扱われるものとする。実施に際し何らかの問題が生じた場合は、国家外貨管理局北京外貨管理部へ適宜フィードバックされたい。

担当者：翟颖

連絡先：010-88655374

付属文書：多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理規定（試行）

国家外貨管理局北京外貨管理部  
2023年6月28日

付属文書

**多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理規定（試行）**

**第一章 総則**

第一条 貿易・投資の利便化を促進し、実体経済に奉仕し、多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用を利便化するため、本規定を策定する。

第二条 本规定所称跨国公司是以资本联结为纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的联合体。

主办企业，是指取得跨国公司授权履行主体业务备案、实施、数据报送、情况反馈等职责的具有独立法人资格的一家境内公司。主办企业为财务公司的，其从事跨境资金交易应遵守行业管理部门的规定。

成员企业，是指跨国公司内部相互直接或间接持股、具有独立法人资格的各家境内外公司。分公司以及与其主办企业无直接或间接持股关系但属同一母公司控股的兄弟公司可视同为成员企业。

金融机构（财务公司作为主办企业的除外）、地方政府融资平台公司和房地产企业不得作为主办企业或成员企业参与跨国公司本外币跨境资金集中运营。

第三条 本规定所称跨国公司本外币跨境资金集中运营业务（以下简称资金池业务），是指跨国公司根据自身经营和管理需要，通过主办企业集中运营管理境内外成员企业资金的业务，包括开展外债或境外放款额度集中管理、经常项目资金集中收付和轧差净额算中的一项或多项业务。

第四条 跨国公司可以选择主办企业所在地省级/计划单列市区域内符合条件的一家或多家银行作为办理资金池业务的合作银行（以下简称合作银行）。

## 第二章 业务备案及变更

第五条 满足以下条件的跨国公司，可根据经营需要选择一家境内企业作为主办企业集中运营管理境内外成员企业资金，开展资金池业务：

- (一) 具备真实业务需求；

第二条 本規定における多国籍企業とは、資本の連結を紐帯とし、親会社・子会社およびその他メンバー企業あるいは機構が共同で組成する企業連合体を指す。

主幹企業とは、多国籍企業が主体業務の備案・実施・データ送信・報告・状況のフィードバックなどの職責の履行を授権する独立法人資格を有する国内企業 1 社を指す。主幹企業が財務公司の場合、そのクロスボーダー資金取引への従事は、業種管理部門の規定を遵守しなければならない。

メンバー企業とは、多国籍企業内部で相互に直接あるいは間接的に持分を保有し、独立法人資格を有する各国内外企業を指す。分公司、主幹企業と直接あるいは間接的な持分関係はないが同一の親会社に持分支配される兄弟会社は、メンバー企業として認められる。

金融機関（財務公司が主幹企業となる場合を除く）、地方政府融資プラットフォーム企業及び不動産企業は、主幹企業あるいはメンバー企業として、多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用に参加してはならない。

第三条 本規定における多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務（以下、プーリング業務）とは、多国籍企業が自らの経営や管理上の必要性に応じて、主幹企業を通じて、国内外メンバー企業の資金を集中運用管理する業務を指し、外債・対外貸付限度額の集中管理・経常項目資金集中受払・ネットティングのいずれかあるいは複数の業務を含む。

第四条 多国籍企業は、主幹企業が所在する省及び計画単列市区域内の条件に合致する 1 行あるいは複数の銀行をプーリング業務を取り扱う協力銀行（以下、「協力銀行」）として選択することができる。

## 第二章 業務備案及び変更

第五条 以下の条件を満たす多国籍企業は、経営ニーズに基づき国内企業 1 社を主幹企業として国内外メンバー企業の資金を集中運用管理し、プーリング業務を行うことができる：

- (一) 真実の業務ニーズを有していること；

<p>(二) 具有完善的跨境资金管理架构、内控制度；</p> <p>(三) 建立相应的内部管理电子系统；</p> <p>(四) 境内全部成员企业上年度本外币国际收支规模合计金额不低于等值7亿元人民币；或境内全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于10亿元人民币，且境外全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于等值2亿元人民币。</p> <p>如主办企业注册在自由贸易试验区内的跨国公司开展资金池业务，境内全部成员企业上年度本外币国际收支规模合计金额不低于等值3.5 亿元人民币；或境内全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于5 亿元人民币且境外全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于等值1 亿元人民币。</p> <p>(五) 近两年无重大跨境收付业务违法违规行爲（成立不满两年的企业，自成立之日起无重大跨境收付业务违规行爲）。</p> <p>(六) 贸易外汇收支名录内企业，货物贸易分类结果应为A类。主办企业货物贸易分类结果降为B、C 类，所在地外汇局将通知跨国公司变更主办企业并重新提交申请材料；其他成员企业货物贸易分类结果降为B、C 类，主办企业应终止其业务，并参照第九条、第十条进行成员企业变更。</p> <p>(七) 境外成员企业如为境内企业投资设立，应符合国内相关主管部门有关境外投资的规定。</p> <p>(八) 中国人民银行、国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。</p> <p>第六条 具备国际结算能力且具有结售汇业务资格的银行可以作为跨国公司办理资金池业务的</p>	<p>(二) 完備されたクロスボーダー資金管理の枠組み・内部統制制度を有していること；</p> <p>(三) 相応の内部管理電子システムを構築していること；</p> <p>(四) 全国内メンバー企業の前年度人民元・外貨の国際受払規模の総額が7億人民元相当額を下回ってはならない、あるいは全国内メンバー企業の前年度営業収入の総額が10億人民元を下回ってはならず、かつ全国外メンバー企業の前年度営業収入の総額が2億人民元相当額を下回ってはならない。</p> <p>主幹企業が自由貿易区に登録された多国籍企業でプーリング業務を行う場合、全国内メンバー企業の前年度人民元・外貨の国際受払規模の総額が3.5億人民元相当額を下回ってはならない、あるいは全国内メンバー企業の前年度営業収入の総額が5億人民元を下回ってはならず、かつ全国外メンバー企業の前年度における営業収入の総額が1億人民元相当額を下回ってはならない；</p> <p>(五) 直近2年間に重大なクロスボーダー受払業務に係る法律・規定違反行爲がないこと（設立から2年に満たない企業は、設立日以降に重大なクロスボーダー受払業務に係る法律・規定違反行爲がないこと）；</p> <p>(六) 貿易外貨受払企業リスト内の企業は、貨物貿易分類結果がA類であること；主幹企業の貨物貿易分類結果がB、C類に降格した場合、所在地の外貨管理局は、主幹企業を変更し、併せて新たに申請書類を提出するよう多国籍企業に通知する；その他のメンバー企業の貨物貿易分類結果がB、C類に降格した場合、主幹企業は当該業務を終了し、併せて第九条、第十条を参考してメンバー企業の変更を行わなければならない。</p> <p>(七) 国外メンバー企業が国内企業の投資により設立された場合、国内主管当局の国外投資に関する規定を遵守しなければならない。</p> <p>(八) 中国人民銀行、国家外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。</p> <p>第六条 国際決済能力を有し、かつ人民元両替業務資格を有する銀行は、多国籍企業のプーリング業務</p>
---	---

<p>合作銀行，並應滿足以下條件：</p> <p>（一）近兩年執行外匯管理規定年度考核B類（含）以上；</p> <p>（二）近兩年開展跨境收付及結售匯業務無重大違法違規行為；</p> <p>（三）有完善的反洗錢、反恐怖融資、反逃稅的內控制度和措施；近三年無重大的反洗錢行政處罰記錄；</p> <p>（四）中國人民銀行、國家外匯管理局規定的其他審慎監管條件。</p> <p>合作銀行在持續經營中不符合上述條件的，僅能為原客戶辦理原有類別業務。</p> <p>第七條 跨國公司開展資金池業務，應向所在地國家外匯管理局分支局（以下簡稱所在地外匯局）申請辦理備案登記，申請材料可由主辦企業或主辦企業委託的一家合作銀行作為申請人提交，包括：</p> <p>（一）基本材料。</p> <p>1.申請書（包括跨國公司及主辦企業基本情況、擬開展的業務種類、上年度本外幣國際收支規模、近兩年跨境收付業務違法違規情況、成員企業名單、主辦企業及成員企業股權結構情況及貨物貿易企業分類情況、境內企業投資設立的境外成員企業境外投資合規情況、擬選擇的合作銀行情況、跨境資金管理架構、內控管理及其系統建設情況等）；</p> <p>2.跨國公司對主辦企業開展資金池業務的授權書；</p> <p>3.主辦企業與合作銀行共同簽署的《跨國公司本外幣跨境資金集中運營業務辦理確認書》（見附1）；</p> <p>4.主辦企業及境內成員企業營業執照複印件；</p> <p>5.境外成員企業註冊文件（若註冊文件為非中文，則需同時提供中文翻譯件）；</p> <p>6.金融業務許可證及經營範圍批准文件（僅主辦</p>	<p>を取り扱う協力銀行となることができ、併せて以下の条件を満たさなければならない：</p> <p>（一）直近2年間に執行された外貨管理規定年度考査がB類（B類を含む）以上であること；</p> <p>（二）直近2年間に重大なクロスボーダー受払や両替業務に係る法律・規定違反行為がないこと；</p> <p>（三）アンチマネーロンダリング、アンチテロ融資、反脱税に係る内部統制制度と対策が完備され、直近3年間に重大なマネーロンダリング行政処分記録がないこと；</p> <p>（四）中国銀行、国家外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。</p> <p>協力銀行の経営において、上記の条件を満たさなくなった場合、既存顧客へのみ当業務を取り扱うことができる。</p> <p>第七條 多国籍企業がプーリング業務を行う場合、所在地の國家外匯管理局分支局（以下、「所在地の外管局」）へ備案登記を申請し、申請書類は主幹企業あるいは主幹企業が委託する協力銀行が申請人として提出する：</p> <p>（一）基本書類</p> <p>1.申請書（多国籍企業及び主幹企業の基本状況、実施予定の業務種類、前年度の人民元・外貨国際受払規模、直近2年間のクロスボーダー受払業務の法律・規定違反状況、メンバー企業リスト、主幹企業及びメンバー企業の持分構成状況と貨物貿易企業分類状況、国内企業が投資・設立する国外メンバー企業の国外投資コンプライアンス状況、選択予定の協力銀行状況、クロスボーダー資金管理構成、内部統制管理及びそのシステム構築状況など）；</p> <p>2.多国籍企業の主幹企業に対するプーリング業務の授權書；</p> <p>3.主幹企業が協力銀行と共同で署名した「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理業務取扱確認書」（付属文書1参照）；</p> <p>4.主幹企業及び国内メンバー企業の營業許可証写し</p> <p>5.国外メンバー企業の登記文書（登記書類が中国語でない場合、中国語の翻訳も同時に提出）；</p> <p>6.金融業務許可証及び經營範圍の批准文書（主</p>
--	---



<p>企业为财务公司的需提供) ;</p> <p>7.主办企业委托合作银行办理委托授权书 (如有) 。</p> <p>以上第2项材料应加盖跨国公司公章, 其余材料均应加盖主办企业公章。</p> <p>(二) 专项材料。</p> <p>1.外债额度集中管理。主办企业申请集中外债额度业务登记, 除应提供基本材料, 还应提供以下专项材料: 申请书中应列表说明参加外债额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年未经审计的所有者权益状况、拟集中外债额度, 并提供贡献外债额度成员企业上年未经审计的资产负债表复印件。</p> <p>2.境外放款额度集中管理。主办企业申请集中境外放款额度业务登记, 除应提供基本材料外, 还应提供以下专项材料: 申请书中应列表说明参加境外放款额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年未经审计的所有者权益状况、拟集中境外放款额度, 并提供贡献境外放款额度成员企业上年未经审计的资产负债表复印件。</p> <p>3.经常项目资金集中收付和轧差净额结算。主办企业申请办理经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务登记, 除应提供基本材料, 还应提供以下专项材料: 申请书中应列表说明参与经常项目资金集中收付和轧差净额结算的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地。</p> <p>以上专项材料均应加盖主办企业公章。</p> <p>(三) 如前述基本材料和专项材料存在不清晰不准确情况需要对其实质性内容进行核实的, 所在地外汇局可以要求完善申请材料或作出书面解释说明。</p> <p>第八条 所在地外汇局应按照行政许可相关规定, 在收到完整的跨国公司本外币跨境资金集中运营业务相关申请材料后, 会同当地人民银行完成备</p>	<p>幹企業が財務公司の場合のみ提出が必要) 。</p> <p>7.主幹企業が協力銀行に手続きを委託する委託授權書 (有する場合のみ)</p> <p>上記第2項目の書類は、多国籍企業の公章印を押捺しなければならず、その他の書類はすべて主幹企業の公章印を押捺しなければならない。</p> <p>(二) 専用書類</p> <p>1.外債限度額の集中管理。主幹企業が外債限度額の集中業務登記を申請する際、基本書類に加えて、以下の専用書類を提出する必要がある: 備案申請書に外債限度額の集中に参加する国内メンバー企業の名称・統一社会信用コード・登記地・各国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産状況・集中を予定している外債限度額を列挙して説明し、併せて外債限度額に貢献するメンバー企業の前年度末の監査済の貸借対照表写しを提出しなければならない。</p> <p>2.対外貸付限度額の集中管理。主幹企業は、対外貸付の限度額の集中業務登記を申請する際、基本書類に加えて、以下の専用書類を提出する必要がある: 備案申請書に対外貸付限度額の集中に参加する国内メンバー企業の名称・統一社会信用コード・登記地・各国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産状況・集中を予定している対外貸付限度額を列挙して説明し、併せて対外貸付限度額に貢献するメンバー企業の前年度末の監査済の貸借対照表写しを提出しなければならない。</p> <p>3.經常項目資金集中受払及びネットィング。主幹企業は、經常項目資金集中受払及びネットィング業務の登記を申請する際、基本書類に加えて、以下の専用書類を提出する必要がある: 備案申請書に經常項目資金集中受払及びネットィングに参加する国内メンバー企業の名称・統一社会信用コード・登記地を列挙して説明しなければならない。</p> <p>上記専用書類には主幹企業の公章印を押捺しなければならない。</p> <p>(三) 前述の基本書類及び専用書類に不明瞭あるいは不正確な個所があり、実質的な内容の確認が必要な場合、所在地の外管局は、申請書類の改善や書面による説明を要求することができる。</p> <p>第八条 所在地の外管局は、行政許可の関連規定に従い、完全な多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務の備案申請書類を受領した</p>
---	--

<p>案手续，并出具备案通知书（见附2）。</p> <p>第九条 成员企业新增或退出等不涉及外债和境外放款额度的资本项目变更、主办企业或成员企业发生名称变更的，主办企业应在事项发生之日起30日内报合作银行，同时提交原备案通知书复印件、变更所涉企业的相关情况说明、涉及变更事项的证明材料（如变更后的营业执照等）。合作银行根据主办企业申请事项，在资本项目信息系统中办理变更。</p> <p>第十条 跨国公司资金池业务办理期间，拟对第九条以外的事项进行调整的，主办企业应在调整前30日内向所在地外汇局申请办理变更备案登记。所在地外汇局应在收到完整的变更申请材料之日起，按照行政许可法相关规定，会同当地人民银行完成备案手续，并出具备案通知书。</p> <p>（一）合作银行变更的，应提交以下材料：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.变更合作银行申请（包括拟选择的合作银行，原账户余额的处理方式等）；</li> <li>2.加盖银行业务公章的原账户余额对账单；</li> <li>3.主办企业与变更后合作银行签署的《跨国公司本外币跨境资金集中运营业务办理确认书》。</li> </ol> <p>（二）主办企业、业务种类、经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务项下成员企业新增或退出等变更的，应照第七条提交与变更事项有关材料。申请材料可由主办企业或主办企业委托的一家合作银行作为申请人提交。</p> <p>第十一条 主办企业应在收到备案通知书一年内开立国内资金主账户并实际办理资金池业务。</p> <p>第十二条 跨国公司拟停止办理资金池业务的，主办企业应在处理完毕相关债权债务、关闭国内资金主账户后，向所在地外汇局申请办理注销备</p>	<p>後、当地人民銀行と共同で備案手続きを行い、備案通知書（付属文書 2 参照）を発行しなければならない。</p> <p>第九条 、外債及び対外貸付限度額の資本項目の変更へ影響を及ぼさないメンバー企業の新規追加あるいは退出や、主幹企業あるいはメンバー企業に名称変更が発生する場合、主幹企業は、当該事項の発生日から30日以内に協力銀行に通知すると同時に、元の備案通知書写し・変更に関わる企業の関連状況説明・変更事項に関わる証明書類（変更後の営業許可証など）を提出しなければならない。協力銀行は、主幹企業の申請事項に基づき、資本項目情報システムにて変更処理を行う。</p> <p>第十条 多国籍企業のプーリング業務の取扱期間中に第九条以外的事项で調整が発生する場合、主幹企業は、30日前までに所在地の外管局に変更備案登記の申請をしなければならない。所在地の外管局は完全な変更申請書類の受領日から、行政許可法の関連規定に従い、当地人民銀行と共同で備案手続きを行い、備案通知書を発行しなければならない。</p> <p>（一）協力銀行の変更の場合、以下の書類を提出しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.協力銀行変更申請（選択予定の協力銀行、元の口座残高の処理方法などを含む）；</li> <li>2.銀行の業務公章印を押捺した元の口座残高ステートメント；</li> <li>3.主幹企業及び変更後の協力銀行が署名した「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理業務取扱確認書」；</li> </ol> <p>（二）主幹企業、業務種類、經常項目資金集中受払及びネットイング業務に関連するメンバー企業の新規追加あるいは退出などの変更の場合、第七条に基づき変更事項の関連書類を提出しなければならない。申請書類は主幹企業または主幹企業が委託する1行の協力銀行を申請人として提出することができる。</p> <p>第十一条 主幹企業は備案通知書の取得後1年以内に国内資金主口座を開設し、併せてプーリング業務を実際に行わなければならない。</p> <p>第十二条 多国籍企業がプーリング業務の実施を停止する場合、主幹企業は、関連債権・債務の処理を完了させ、国内資金主口座の閉鎖後、所在地の外管局</p>
---	--

案登記，提交申请书和原备案通知书原件，申请书应写明跨国公司资金池业务外债额度及境外放款额度集中、涉外收付款及结售汇、国内资金主账户的关闭等相关情况。所在地外汇局应在收到申请材料之日起，按照行政许可法相关规定，会同当地人民银行完成备案手续，并收回原备案通知书原件。

### 第三章 外债额度集中管理

第十三条 跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业外债额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展外债业务。

第十四条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业外债额度。

跨国公司外债集中额度 ≤ (主办企业上年未经审计的所有者权益 + Σ境内成员企业上年未经审计的所有者权益 \* 集中比例) \* 跨境融资杠杆率 \* 宏观审慎调节参数。

跨国公司外债风险加权余额 = Σ本外币外债余额 + Σ 外币外债余额 \* 汇率风险折算因子。

跨国公司外债风险加权余额应不超过跨国公司外债集中额度。

跨境融资杠杆率、宏观审慎调节参数按全口径跨境融资宏观审慎管理相关规定确定。中国人民银行、国家外汇管理局可根据整体对外负债情况、期限结构、币种结构等对跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数、汇率风险折算因子进行调节。

财务公司作为主办企业的，不得参与外债额度集中。

各成员企业可自行决定部分集中的外债额度，集中额度调整频率每年最多一次。未被归集的外债额度，各成员企业按照现行规定，自行办理外债业

に抹消登記備案を申請し、申請書と元の備案通知書の原本を提出し、申請書には多国籍企業のプーリング業務における外債限度額及び対外貸付限度額の集中、対外受払及び両替、国内資金主口座の閉鎖などの関連状況を明記しなければならない。所在地の外管局は申請書の受領日から、行政許可法の関連規定に従い、当地人民銀行と共同で備案手続きを行い、並べて元の備案通知書を回収しなければならない。

### 第三章 外債限度額の集中管理

第十三条 多国籍企業は、マクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の外債限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商業慣例を遵守して自ら外債業務を行うことができる。

第十四条 多国籍企業の主幹企業は、以下の公式に基づき国内メンバー企業の外債限度額を集中させることができる。

多国籍企業外債集中限度額 ≤ (主幹企業の前年度末の監査済の純資産 + Σ国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産 × 集中割合) × クロスボーダー融資レバレッジ率 × マクロプルーデンス調節係数。

多国籍企業外債リスク加重残高 = Σ人民元・外貨外債残高 + Σ外貨外債残高 × 為替リスク換算因数。

多国籍企業外債リスク加重残高は多国籍企業外債集中限度額を超えてはならない。

クロスボーダー融資レバレッジ率、マクロプルーデンス調節係数は、全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の関連規定に基づき確定される。中国人民銀行、国家外貨管理局は、全体の対外負債状況、期限構成、通貨種類構成などに基づき、クロスボーダー融資レバレッジ率及びマクロプルーデンス調節係数、為替リスク換算因数を調整することができる。

主幹企業が財務公司の場合、外債限度額の集中に参加してはならない。

各メンバー企業は、部分的に集中される外債限度額を独自で決定することができ、集中限度額の調整頻度は年に1回までとする。未集中の外債限度額について、



<p>务。</p> <p>第十五条 主办企业以自身为实际借款人集中借入外债或以成员企业为实际借款人代理其借入外债的，应通过主办企业的国内资金主账户办理。成员企业自行借入外债的，应在未集中额度内通过成员企业自身外债账户办理。</p> <p>第十六条 主办企业所在地外汇局在为主办企业出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的外债集中额度为主办企业办理一次性外债登记。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 境外放款额度集中管理</b></p> <p>第十七条 跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业的境外放款额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展境外放款业务。</p> <p>第十八条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业境外放款额度。</p> <p>跨国公司境外放款集中额度 ≤ (主办企业上年未经审计的所有者权益 + Σ境内成员企业上年未经审计的所有者权益 * 归集比例) * 境外放款杠杆率 * 境外放款宏观审慎调节系数。</p> <p>跨国公司境外放款风险加权余额 = Σ本外币境外放款余额 + Σ外币境外放款余额 * 币种转换因子。</p> <p>跨国公司境外放款风险加权余额应不超过跨国公司境外放款集中额度。</p> <p>境外放款杠杆率、境外放款宏观审慎调节系数按境外放款相关规定确定。中国人民银行、国家外汇管理局可根据整体境外放款情况、期限结构、币种结构等对境外放款杠杆率、境外放款宏观审慎调节系数和币种转换因子进行调节。</p>	<p>各メンバー企業は現行規定に従い、独自で外債業務を行う。</p> <p>第十五条 主幹企業は自らを實際の借入人として外債を集中借入、あるいはメンバー企業を實際の借入人としてその外債借入を代理する場合、主幹企業の国内資金主口座を通じて行わなければならない。メンバー企業が自ら外債を借入する場合、未集中限度額内で、メンバー企業自身の外債口座を通じて行わなければならない。</p> <p>第十六条 主幹企業の所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、国家外管理局の関連情報システム上で備案済の外債集中限度額に基づき主幹企業に一回限りの外債登記を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 対外貸付限度額の集中管理</b></p> <p>第十七条 多国籍企業は、マクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の対外貸付限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商業慣例を遵守して自らクロスボーダー対外貸付業務を行うことができる。</p> <p>第十八条 多国籍企業は、以下の公式に基づき国内メンバー企業の対外貸付限度額を集中させることができる。</p> <p>多国籍企業対外貸付集中限度額 ≤ (主幹企業の前年度末の監査済の純資産 + Σ国内メンバー企業の前年度の監査済の純資産 × 集中割合) × 対外貸付レバレッジ率 × 対外貸付マクロプルーデンス調節係数。</p> <p>多国籍企業対外貸付リスク加重残高 = Σ人民元・外貨対外貸付残高 + Σ外貨対外貸付残高 × 通貨種類転換因数。</p> <p>多国籍企業対外貸付リスク加重残高は多国籍企業対外貸付集中限度額を超えてはならない。</p> <p>対外貸付レバレッジ率、対外貸付マクロプルーデンス調節係数は、対外貸付の関連規定に基づき確定される。中国人民銀行、国家外貨管理局は、全体の対外貸付状況、期限構成、通貨種類構成などに基づき、対外貸付レバレッジ率及び対外貸付マクロプルーデンス調節係数、通貨種類転換因数を調整することができる。</p>
---	---



<p>財務公司作为主办企业的，不得参与境外放款额度集中。</p> <p>各成员企业可自行决定部分集中的境外放款额度，集中额度调整频率每年最多一次。未被归集的境外放款额度，各成员企业按照现行规定，自行办理境外放款业务。</p> <p>第十九条 主办企业以自身为实际放款人集中进行境外放款或以成员企业为实际放款人代理其进行境外放款的，应通过主办企业的国内资金主账户办理。成员企业自行向境外放款的，应在未集中额度内通过成员企业自身境外放款专户办理。</p> <p>第二十条 主办企业所在地外汇局在为主办企业出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的境外放款集中额度为主办企业办理一次性境外放款额度登记。</p> <p style="text-align: center;"><b>第五章 经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务管理</b></p> <p>第二十一条 跨国公司可根据经营需要，通过主办企业办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算业务。</p> <p>经常项目资金集中收付是指主办企业通过国内资金主账户集中代理境内成员企业办理经常项目收支。</p> <p>经常项目轧差净额结算是指主办企业通过国内资金主账户集中核算其境内外成员企业经常项目项下应收应付资金，合并一定时期内收付交易为单笔交易的操作方式。原则上每个自然月轧差净额结算不少于1次。</p> <p>境内成员企业按照规定，需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务，不得参加经常项目资金集中收付和轧差净额结算，应按现行规定办理。</p>	<p>主幹企業が財務公司の場合、対外貸付限度額の集中に参加してはならない。</p> <p>各メンバー企業は、部分的に集中される対外貸付限度額を独自で決定することができ、集中限度額の調整頻度は年に1回までとする。未集中の対外貸付限度額について、各メンバー企業は現行規定に従い、独自で対外貸付業務を行う。</p> <p>第十九条 主幹企業は自らを実際の貸付人として対外貸付を集中、あるいはメンバー企業を実際の貸付人としてその対外貸付を代理する場合、主幹企業の国内資金主口座を通じて行わなければならない。メンバー企業が自ら対外貸付する場合、未集中限度額内で、メンバー企業自身の対外貸付専用口座を通じて行わなければならない。</p> <p>第二十条 主幹企業の所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、国家外貨管理局の関連情報システム上で備案済の対外貸付集中限度額に基づき主幹企業に一回限りの対外貸付限度額登記を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第五章 經常項目資金集中受払及びネットティングの業務管理</b></p> <p>第二十一条 多国籍企業は、経営ニーズに基づき、主幹企業を通じて經常項目資金集中受払あるいはネットティング業務を行うことができる。</p> <p>經常項目資金集中受払とは、主幹企業が国内資金主口座を通じて国内メンバー企業を代理し集中して經常項目受払を行うことを指す。</p> <p>經常項目ネットティングとは、主幹企業が国内資金主口座を通じてその国内外メンバー企業の經常項目の未収・未払金を集中計算し、一定期間内の受払取引を合算して1件の取引とするオペレーション方式を指す。原則、毎月のネットティングは1回を下回ってはならない。</p> <p>国内メンバー企業は規定に基づき「貨物貿易外貨業務登記表」により行う必要がある業務については、經常項目資金集中受払及びネットティングに参加してはならず、現行の規定に基づき行わなければならない。</p>
---	---

第二十二條 主辦企業所在地外匯局在為主辦企業出具备案通知書時，應在國家外匯管理局相關信息系統中為主辦企業辦理貨物貿易外匯業務登記。

第二十三條 跨國公司停止辦理經常項目資金集中收付和軋差淨額結算業務的，主辦企業應在停辦後30日內告知合作銀行，並自行或委託合作銀行向所在地外匯局報告。

## 第六章 賬戶管理

第二十四條 主辦企業可持備案通知書，在經備案的合資銀行開立國內資金主賬戶，辦理本外幣跨境資金集中運營相關業務。

跨國公司可以根據經營需要，選擇一家境外成員企業，在經備案的合資銀行開立境外機構境內外匯賬戶（NRA）賬戶，集中運營管理境外成員企業資金。

第二十五條 國內資金主賬戶可以是多幣種（含人民幣）賬戶，開戶數量不予限制，但應符合審慎監管要求；國內資金主賬戶允許日間及隔夜透支；透支資金只能用於對外支付，收到資金後應優先償還透支款。

第二十六條 國內資金主賬戶收支範圍如下：

### （一）收入範圍

1. 境內成員企業的經常項目收入；
2. 境內成員企業人民幣銀行結算賬戶（不參與歸集的人民幣外債資金存放賬戶除外）、經常項目賬戶、資本金賬戶、資產變現賬戶資金劃入；
3. 集中額度內從境外融入的外債和收回的境外放款本息；
4. 購匯存入（經常項目項下對外支付購匯所得資金、購匯境外放款或償還外債資金）；
5. 存款本息；

第二十二條 主幹企業の所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、国家外貨管理局の関連情報システム上で主幹企業の貨物貿易外貨業務登記を行わなければならない。

第二十三條 多国籍企業が經常項目資金集中受払及びネットイング業務を停止する場合、主幹企業は停止後の30日以内に協力銀行へ通知しなければならず、併せて自らあるいは協力銀行へ委託して、所在地の外管局へ報告する。

## 第六章 口座管理

第二十四條 主幹企業は、備案通知書を持参して、備案済の協力銀行において国内資金主口座を開設し、人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用関連業務を行うことができる。

多国籍企業は、経営ニーズに基づき、国外メンバー企業1社を選択し、備案済の協力銀行において国外機構国内外貨口座（NRA口座）を開設し、国外メンバー企業の資金を集中運営管理することができる。

第二十五條 国内資金主口座は、マルチカレンシー（人民元を含む）口座とすることができ、口座数は制限しないが、マクロブルーデンス監督管理の要求に合致していなければならない；国内資金主口座は、日中及びオーバーナイトの貸越を認める；貸越資金は、対外支払にのみ使用することができ、資金の受領後、優先的に貸越金を弁済しなければならない。

第二十六條 国内資金主口座の受払範囲は以下の通りとする：

### （一）入金範囲

1. 国内メンバー企業の經常項目收入；
2. 国内メンバー企業の人民幣銀行決済口座（集中に参加しない人民幣外債資金預金口座を除く）、經常項目口座、資本金口座、資産現金化口座からの入金；
3. 集中限度額内で国外から入金する外債及び回収する対外貸付元利；
4. 外貨転による預入（經常項目對外支払に係る外貨轉代り金、外貨転による對外貸付あるいは外債弁済資金）；
5. 預金元利；

<p>6.同一主办企业其它国内资金主账户资金划转收入；</p> <p>7.中国人民银行、国家外汇管理局核准的其他收入。</p> <p>除另有规定外，跨国公司境内成员企业向境内存款性金融机构借入的外汇贷款不得进入国内资金主账户（用于偿还外债、境外放款等除外）。</p> <p>(二) 支出范围</p> <p>1.境内成员企业的经常项目支出；</p> <p>2.向境内成员企业人民币银行结算账户、经常项目账户、资本金账户、资产变现账户划出；</p> <p>3.集中额度内向境外融出的境外放款和偿还的外债本息；</p> <p>4.结汇划出；</p> <p>5.存款划出；</p> <p>6.交纳存款准备金；</p> <p>7.同一主办企业其它国内资金主账户资金划转支出；</p> <p>8.中国人民银行、国家外汇管理局核准的其他支出。</p> <p>第二十七条 跨国公司开展资金池业务归集的外债项下涉外收付款和境外放款项下涉外收付款币种原则上应保持一致，不得进行人民币和外币间的跨币种套利。</p> <p>第二十八条 主办企业通过国内资金主账户借入的外债资金，在不违反相关监管规则的前提下，在成员企业需自行支付的情况下，人民币外债资金可由国内资金主账户划至成员企业国内人民币银行结算账户，外币外债资金可由国内资金主账户直接下拨至成员企业国内外汇贷款账户办理相关业务。</p> <p>第二十九条 国内资金主账户资金使用应符合现行中国人民银行和国家外汇管理局有关规定。国内资金主账户归集的资本项目下资金不得直接或间接（通过成员企业）用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出，不得向非关联企业发放贷款，不得直接或间接投资有价证券/理财产品及非自用房地产。</p>	<p>6.同一主幹企業のその他の国内資金主口座の資金の振替入金；</p> <p>7.中国人民銀行、国家外貨管理局が審査認可したその他の入金。</p> <p>別の規定がある場合を除き、多国籍企業の国内メンバー企業が国内の預金性金融機関から借り入れた外貨借入は、国内資金主口座に入金してはならない（外債弁済・対外貸付等に用いる場合を除く）。</p> <p>(二) 出金範囲</p> <p>1.国内メンバー企業の經常項目支払；</p> <p>2.国内メンバー企業の人民元銀行決済口座、經常項目口座、資本金口座、資産現金化口座への振替出金；</p> <p>3.集中限度額内で国外に出金する対外貸付及び弁済する外債元利；</p> <p>4.人民元転出金；</p> <p>5.預金の振替出金；</p> <p>6.預金準備金の納付；</p> <p>7.同一主幹企業のその他の国内資金主口座への資金の振替出金；</p> <p>8.中国人民銀行、国家外貨管理局が審査認可したその他の出金。</p> <p>第二十七条 多国籍企業がプーリング業務により集中した外債に係る対外受払金と対外貸付に係る対外受払通貨種類は原則として一致していなければならない。人民元と外貨間の通貨種類による裁定取引をしてはならない。</p> <p>第二十八条 主幹企業は国内資金主口座を通じて借入する外債資金について、関連する監督管理規定に違反しないことを前提に、メンバー企業が自ら支払う必要がある場合、人民元外債資金は国内資金主口座からメンバー企業の国内人民元銀行決済口座へ振替ができ、外貨外債資金は国内資金主口座からメンバー企業の国内外貨貸付口座へ直接振替、関連業務を行うことができる。</p> <p>第二十九条 国内資金主口座の資金使途は、中国人民銀行と国家外貨管理局の現行の関連規定に従うものとする。国内資金主口座で集中した資本項目に係る資金は、直接あるいは間接的に（メンバー企業を通じて）、企業経営範囲外または国家法律・法規で禁止されている支出に使用してはならず、非関連企業への貸付を行ってはならず、有価証券/理財商品及び</p>
---	---



<p>第三十条 国内资金主账户与境外经常项目收付以及结售汇，包括集中收付和轧差净额结算等，由合作银行按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则办理相关手续。对于资金性质不明确的，银行应当要求主办企业提供相关单证，服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交纸质或电子税务备案表。</p> <p>主办企业按照规定，需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务，应到所在地外汇局办理登记手续。</p> <p>主办企业及境内成员企业应按货物贸易外汇管理规定，及时、准确通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。</p> <p>银行、主办企业应当分别留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。</p> <p>第三十一条 国内资金主账户可集中办理经常项下、直接投资、外债和境外放款项下结售汇。</p> <p>境内成员企业归集至主办企业的外商直接投资项下外汇资金（包括外汇资本金、资产变现账户资金），以及主办企业在经备案的集中额度内融入的外币外债资金和收回的外币境外放款本息，在国内资金主账户内可以按照意愿结汇方式或支付结汇方式办理结汇手续。在成员企业需自行支付的情况下，可由主办企业的结汇待支付账户再划入成员企业的结汇待支付账户。相关业务应遵守现行“资本项目—结汇待支付账户”和资金用途等方面的规定。</p> <p>境内成员企业、主办企业可按现行规定办理购汇业务。</p>	<p>自己使用目的以外の不動産への直接あるいは間接的な投資を行ってはならない。</p> <p>第三十条 国内資金主口座での国外との經常項目受払及び人民元転・外貨転、集中受払及びネットティングなどは、協力銀行が「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジェンス」などの業務実施原則に基づき関連手続きを取り扱う。資金の性質が不明確な場合、銀行は主幹企業に関連エビデンスを提出するよう要求しなければならない。サービス貿易などの項目の対外支払については、規定に基づき紙ベースあるいは電子税務備案表を提出しなければならない。</p> <p>主幹企業は規定に従い、《貨物貿易外貨業務登记表》により行う必要がある業務については、所在地の外管局で登記手続きを行わなければならない。</p> <p>主幹企業及び国内メンバー企業は、貨物貿易外貨管理規定に基づき、適時、正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業版）を通じて貿易信用、貿易融資などの業務報告を行わなければならない。</p> <p>銀行、主幹企業は、その取引の真実、合法性を十分に証明する関連文書及びエビデンスなどを検査に備え5年間保管しなければならない。</p> <p>第三十一条 国内資金主口座は、經常項目、直接投資、外債及び対外貸付に係る人民元転、外貨転を集中して行うことができる。</p> <p>国内メンバー企業が主幹企業に集中させた外商直接投資に係る外貨資金（外貨資本金、資産現金化口座資金を含む）、及び主幹企業が備案済の集中限度額内で入金する外貨外債資金及び回収する対外貸付元利金については、国内資金主口座内で任意人民元転方式あるいは支払人民元転方式により人民元転手続きを行うことができる。メンバー企業自ら支払う必要がある場合、主幹企業の人民元転支払待機口座からメンバー企業の人民元転支払待機口座へ振替入金することができる。関連業務は、現行の「資本項目－人民元転支払待機口座」及び資金使途などの規定を遵守しなければならない。</p> <p>国内メンバー企業、主幹企業は現行規定に基づき、外貨転業務を行うことができる。</p>
---	---

第三十二条 主办企业在办理国内资金主账户内资本项目外汇收入（含外汇和结汇所得人民币资金）支付使用时，可在承诺相关交易真实合规的前提下，直接在合作银行办理，无需事前向合作银行逐笔提供真实性证明材料。银行、主办企业应当分别留存充分证明且交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。

## 第七章 监督管理

第三十三条 中国人民银行和国家外汇管理局根据本规定对资金池业务实施监督管理，建立信息共享机制。

第三十四条 主办企业应认真按照本规定及备案通知书内容开展业务。

主办企业的国内资金主账户通过境内银行融入和偿还外债资金、融出和收回境外放款资金、办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算等业务时，应严格按照现行规定进行国际收支统计申报，并报送相关账户信息。主办企业为财务公司或指定申报主体的，还应当进行对外金融资产负债及交易统计申报。

第三十五条 合作银行在为跨国公司办理资金池业务时，应按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则进行真实性和合规性审核，切实履行反洗钱、反恐怖融资义务。

第三十六条 合作银行应与跨国公司联合制定资金池业务的内部管理规定，包括但不限于业务模式、操作流程、内控制度、组织架构、系统建设、风险防控措施、数据监测方式以及技术服务保障方案等内容，并留存备查。

第三十七条 合作银行应认真履行人民币跨境收付信息管理系统（RCPMIS）数据报送义务，及时、完整、准确地向RCPMIS报送跨国公司本外币

第三十二条 主幹企業が国内資金主口座内の資本項目外貨収入（外貨及び人民元転代わり金を含む）を支払うために使用する際には、関連取引の真実・コンプライアンス性を承諾するとの前提の下、直接協力銀行において行うことができ、事前に協力銀行に対して取引毎に真実性証明書類を提出する必要はない。銀行、主幹企業は、その取引の真実、合法性を十分に証明する関連文書及びエビデンスなどを検査に備え 5 年間保管しなければならない。

## 第七章 监督管理

第三十三条 中国人民銀行と国家外貨管理局は本規定に基づき、プーリング業務の実施に対し監督管理し、情報共有メカニズムを構築する。

第三十四条 主幹企業は、本規定及び備案通知書の内容に真摯に従い業務を行わなければならない。

主幹企業の国内資金主口座は、国内銀行を通じて外債資金の入金及び返済、対外貸付資金の出金及び回収、經常項目資金集中受払あるいはネットイングなどの業務を行う際、現行の国際受払統計申告規定に厳格に従い、併せて関連口座情報を送信・報告する。主幹企業が財務公司あるいは指定申告主体である場合、対外金融資産負債及び取引統計の申告をしなければならない。

第三十五条 協力銀行は多国籍企業のプーリング業務を行う際、「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジェンス」などの業務実施原則に基づき、真実性及びコンプライアンス性の審査を行い、アンチマネーロンダリングやアンチテロ融資義務を確実に履行しなければならない。

第三十六条 協力銀行は、多国籍企業と共同でクロスボーダー・プーリング業務の内部管理規則・制度を制定し、併せて検査に備え保存しなければならない。当該規則・制度には、業務モデル・オペレーションフロー・内部統制制度・組織構成・システム構築・リスク防止コントロール措置・データモニタリング方式及び技術サービス保障ソリューションなどの内容を含むがこれに限らない。

第三十七条 協力銀行は人民元クロスボーダー受払情報管理システム（RCPMIS）データの送信・報告義務を確実に履行し、速やかかつ完全、正確に RCPMIS

<p>跨境资金集中运营业务基础信息、跨境收支（本外币）账户及余额等相关信息，并留存证明其交易真实、合法的相关文件和单证等两年备查。</p> <p>合作银行应按规定及时、完整、准确地报送相关账户信息、国际收支统计申报、境内资金划转、结售汇等数据，审核企业报送的业务数据，协助做好非现场监测，发现异常情况及时向所在地外汇局报告。</p> <p>第三十八条 跨国公司所在地外汇局应会同当地人民银行建立资金池业务风险评估工作机制，采取下列措施确保管理职责履行：</p> <p>（一）定期或不定期进行风险评估。根据评估结果和具体情节，对风险较高的跨国公司和合作银行进行约谈、发放风险提示函或要求其限期整改。</p> <p>（二）强化非现场监测与现场核查检查。充分利用跨境资金流动监测与分析系统和资本项目信息系统等，建立参与资金池业务的跨国公司名单，全面分析资金池业务相关涉外收付款、结售汇及账户管理等情况，加强对相关业务的跟踪分析监测。</p> <p>（三）做好银行、企业业务指导工作。采取有效措施满足企业合法合理需求，督促银行建立操作规程和内控制度，提供必要的技术服务保障。必要时，可要求主办企业对跨境资金集中运营业务的合规性等进行审计。</p> <p>第三十九条 跨国公司和合作银行未按本规定、外汇管理和跨境人民币相关规定办理资金池业务的，由所在地人民银行、外汇局按照《中国人民银行法》、《中华人民共和国外汇管理条例》等相关法律法规查处。</p>	<p>へ多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務の基本情報やクロスボーダー受払（人民元・外貨）口座及び残高などの関連情報を送信・報告し、併せてその取引の真実、合法性を証明する関連文書及びエビデンスなどを検査に備え 2 年間保管しなければならない。</p> <p>協力銀行は、規定に基づき速やかかつ完全、正確に関連口座情報、国際収支統計申告、国内資金振替、人民元転などのデータを送信・報告し、企業が送信・報告した業務データを審査し、オフサイトモニタリングの適切な協力をし、異常を発覚した場合、速やかに所在地の外管局へ報告しなければならない。</p> <p>第三十八条 多国籍企業の所在地の外管局は、当地の人民銀行と共同してプーリング業務のリスク評価を行うメカニズムを構築し、以下の措置を講じて管理責任の履行を確保しなければならない：</p> <p>（一）定期あるいは不定期にリスク評価を行う。評価結果と具体的な状況に基づき、リスクの高い多国籍企業や協力銀行に対し、面談やリスク提示レターの発行、あるいは期限内の是正を要求しなければならない。</p> <p>（二）オフサイトモニタリング及び現場検証・検査を強化する。クロスボーダー資金流動モニタリング及び分析システムならびに資本項目情報システムなどを十分に活用し、プーリング業務に参加する多国籍企業リストを作成し、プーリング業務に関連する対外受払金、人民元転/外貨転及び口座管理などの状況を全面的に分析し、関連業務に対する追跡・分析・モニタリングを強化する。</p> <p>（三）銀行、企業への業務指導を適切に行う。有効な措置を講じて企業の合法かつ合理的ニーズを満たし、銀行がオペレーション規程及び内部統制制度を構築するよう促し、必要な技術サービス保障を提供する。必要に応じて、主幹企業に対しクロスボーダー資金集中運用業務のコンプライアンス性などについて監査を行うよう要求することができる。</p> <p>第三十九条 多国籍企業と協力銀行は、本規定または外貨管理やクロスボーダー人民元の関連規定に従わずにプーリング業務を行った場合、所在地の人民銀行、外貨管理局は《中国人民银行法》、《中華人民共和国外貨管理条例》などの関連法規に基づき調査・処分する。</p>
--	---



**第八章 附則**

第四十条 跨国公司主办企业和成员企业原则上不得重复申请跨境资金集中运营备案。

第四十一条 中国人民银行、国家外汇管理局可根据国家宏观调控政策、国际收支形势及业务开展情况，对本规定进行调整。

第四十二条 本规定自发布之日起实施。

附1

**跨国公司本外币  
跨境资金集中运营业务办理确认书**

本单位已知晓跨国公司本外币跨境资金集中运营管理政策及相关要求，仔细阅读本确认书告知和提示的本单位义务以及外汇局监管要求。承诺将：

一、依法合规开展本外币跨境资金集中运营业务。在满足下列要求前提下，享有按照政策规定的便利措施办理相关业务的权利：签署本确认书，严格按照要求办理业务，合规经营等。

二、按外汇局、人民行政策规定及时、准确、完整地报送业务数据；不使用虚假合同或者构造交易办理业务，接受并配合外汇局对本单位的监督检查，及时、如实说明情况并提供相关单证资料。

三、理解并接受外汇局、人民银行根据国际收支形势对政策和业务进行适时调整。遵守外汇局、人民银行关于外债和境外放款宏观审慎调节参数和杠杆率调整要求。自行承担由于外汇局、人民银行调整政策以及本单位违规行为而引起的相关损失。违反政策及相关要求的，接受外汇局、人民银行依法实施的包括行政处罚、暂停或终止业务、对外公布相关处罚决定等在内的处理措施。

**第八章 附則**

第四十条 多国籍企業の主幹企業及びメンバー企業は、原則、クロスボーダー資金集中運用についての備案を重複して申請することはできない。

第四十一条 中国人民銀行、国家外貨管理局は、国家のマクロコントロール政策、国際収支情勢及び業務実施状況に基づき、本規定を調整することができる。

第四十二条 本規定は公布日より実施される。

付属文書 1

**多国籍企業の人民元・外貨  
クロスボーダー資金集中運用業務の取扱確認書**

当単位は、多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理政策及び関連要件を理解し、本確認書にて通知及び提示された当単位の義務または外貨管理局の監督要件を理解した上で、以下のことを承諾する：

一、法律に従い、人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務を行う。以下の要件を満たす前提で、政策で規定された円滑な措置に基づき関連業務を行う権利を享受する：本確認書への署名、厳格に要件に従った業務の遂行、コンプライアンス経営など。

二、外貨管理局、人民銀行の政策及び規定に基づき、速やかかつ正確に、完全に業務データを送信・報告する；虚偽の契約書使用や仕組まれた取引で業務を行わず、外貨管理局による当単位への監督検査の対応、協力をし、適時に、誠実に状況を説明し、かつ関連するエビデンスを提供する。

三、国際受払状況に応じて、外貨管理局と人民銀行が政策及び業務に対し、適時に調整することを理解し、それに従う。外貨管理局、人民銀行の外債、対外貸付マクロプルーデンス調節係数、レバレッジ率の調整に関する要求に従う。外貨管理局、人民銀行による政策調整及び当単位の違反行為から生じる関連損失を自己負担する。政策や関連する要求に違反した場合、外貨管理局及び人民銀行が法に基づき実施する行政処罰、業務停止・終了処分、関連処罰決定の公表などを含む処分措置に従う。

<p>四、本确认书适用于跨国公司本外币跨境资金集中运营业务；本确认书未尽事项，按照有关外汇和人民币管理法规规定执行。</p> <p>五、本确认书适用于本单位及所属成员单位，自签署时生效。本单位将认真学习并遵守相关政策及要求，积极支持配合外汇局、人民银行对跨国公司本外币跨境资金集中运营业务的管理。</p> <p>企业（公章）：                      银行（公章）：          法定代表人（签字）：              负责人（签字）：          年 月 日                                  年 月 日</p> <p>为进一步促进贸易投资便利化，外汇局、人民银行依法制定本确认书，提示企业、银行在开展跨国公司本外币跨境资金集中运营业务中依法享有的权利和应当承担的义务。企业、银行签署本确认书并认真执行，享有按照本外币跨境资金集中运营管理规定的便利措施办理相关业务的权利。</p> <p>外汇局、人民银行根据国际收支形势等具体情况，制定、调整跨国公司本外币跨境资金集中运营管理政策，并依法予以告知。</p> <p>外汇局、人民银行依法对跨国公司本外币跨境资金集中运营业务进行监督检查。对企业、银行违规行为，按照《中国人民银行法》《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定进行行政处罚。</p> <p>附2  <b>国家外汇管理局xx局（主办企业所在地外汇局）</b>  <b>关于xx公司开展本外币跨境资金集中运营</b>  <b>业务的备案通知书（参考样式）</b>          xx [20xx] x号</p> <p>xx公司：          你公司《关于xx公司开展跨国公司本外币跨境资金集中运营业务的备案申请》（xx字 [xx] xx号）收悉。根据《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定〉的通</p>	<p>四、本確認書は多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務に適用される；本確認書に記載されていない事項については、関連する外貨及び人民元管理法令の規定に従って実施する。</p> <p>五、本確認書は、当単位及び所属メンバー単位に適用され、署名した時点から有効となる。当単位は、関連する政策と要求事項を真摯に研究・遵守し、外貨管理局及び人民銀行による多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務管理に対し積極的に協力する。</p> <p>企業（公章印）：                      銀行（公章印）：          現地法人代表（サイン）：              責任者（サイン）：          年 月 日                                  年 月 日</p> <p>貿易・投資便利化をさらに促進するため、外貨管理局、人民銀行は法に基づき本確認書を制定し、企業及び銀行が多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務を実施する際、法に従って享受する権利や負うべき義務を注意喚起している。企業、銀行は本確認書に署名し、かつ真摯に実施し、人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理で規定された円滑化措置に基づき関連業務履行の権利を享受できる。</p> <p>外貨管理局、人民銀行は国際受払形勢などの具体的な状況に基づき、多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理政策を制定、調整し、併せて法に基づき報知する。</p> <p>外貨管理局、人民銀行は法に基づき多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務の監督及び検査を行う。企業、銀行の違反行為については、《中国人民银行法》《中華人民共和国外貨管理条例》などの法規に基づき行政処分を行う。</p> <p>付属文書 2  <b>国家外貨管理局 x x 局（主幹企業所在地の外管局） x x 会社の人民元・外貨クロスボーダー集中運用業務に関する備案通知書（参考仕様）</b>          x x [20 x x] x 号</p> <p>x x 社：          貴社の《 x x 会社による多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務に関する備案申請書》（ x x 字 [ x x ] x x 号）は受理された。《国家外貨管理局の〈多国籍企業の人民元・外貨クロスボ</p>
---	--

<p>知》(匯发〔20××〕××号)和××等規定,同意对××公司开展跨国公司本外币跨境资金集中运营业务予以备案。</p> <p>同意你公司作为××公司(跨国公司)开展本外币跨境资金集中运营业务的主办企业(含××家境内成员企业,××境外成员企业,名单见附件),开展外债额度集中、境外放款额度集中、经常项目资金集中收付、经常项目资金轧差净额结算业务。你公司可集中调配的外债额度××亿元人民币;可集中调配的境外放款额度××亿元人民币。 (其他需备案或特别关注、说明的事项)。</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局××局 ××年××月××日</p>	<p>ーダー資金集中運用管理規定&gt;に関する通知》(匯發〔20××〕××号)と××などの規定に基づき、××会社による多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務の備案に同意する。</p> <p>貴社を人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務を実施する主幹企業××会社として(××国内メンバー企業、××国外メンバー企業、一覽業は付屬文書を参照)××会社(多国籍企業)、外債限度額の集中、對外貸付限度額の集中、經常項目資金集中受払、經常項目資金ネットイング業務の実施を同意する。貴社は外債限度額××億元人民元を集中調達することができ;對外貸付限度額××億元人民元を集中調達することができる。</p> <p>(その他備案あるいは特別注意事項や説明が必要な事項)</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局××局 ××年××月××日</p>
---	--



**国家外汇管理局广东省分局关于印发  
《国家外汇管理局广东省分局跨国公司本外币跨  
境资金集中运营管理规定（试点）》的通知**

国家外汇管理局广东省内各中心支局，增城、从化支局；广发银行股份有限公司，广东省农村信用社联合社，国家开发银行广东省分行，广州地区政策性银行、国有商业银行（分行营业部）、中国邮政储蓄银行、股份制商业银行，广州地区城市商业银行总行（分行），广州农村商业银行，广州地区外资银行：

为持续推进资本项目重点领域改革，进一步便利跨国公司集团资金归集使用，支持实体经济高质量发展，国家外汇管理局广东省分局决定开展跨国公司本外币跨境资金集中运营管理试点业务（以下简称资金池业务）。现将《国家外汇管理局广东省分局跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定（试点）》（见附件，以下简称《规定》）印发给你们，请遵照执行。

自本通知发布之日起，国家外汇管理局广东省分局辖内新增资金池业务，以及按照《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司跨境资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发〔2019〕7号）办理的存量资金池业务，均应按照《规定》办理。

国家外汇管理局广东省内各中心支局收到本通知后，应及时转发辖内银行，并会同同级人民银行加强对主办企业资金池业务的指导及事中事后监管，定期总结试点进展情况及监管措施、监管方式等经验。

执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局广东省分局资本项目管理处和中国人民银行广州分行跨境人民币结算试点工作小组办公室反馈。

特此通知。

**国家外貨管理局広東省分局：《国家外貨管理局  
広東省分局、多国籍企業の人民元・外貨クロスボー  
ダー資金集中運用管理規定（試行）》  
印刷・公布に関する通知**

国家外貨管理局広東省内の各中心支局、増城・從化支局；広発銀行股份有限公司、広東省農村信用社連合社、国家開發銀行広東省支店、広州地区の政策性銀行、国有商業銀行（支店営業部）、中国郵政貯蓄銀行、株式制商業銀行、広州地区の都市商業銀行本店（支店）、広州農業商業銀行、広州地区の外資銀行：

資本項目の重点領域改革を継続的に推進し、多国籍企業グループの資金の集中運用をさらに促進し、実体経済の質の高い発展を支援するため、国家外貨管理局広東省分局は、多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理試行業務（以下、資金プーリング業務）の実施を決定した。《国家外貨管理局広東省分局多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理規定（試行）》（附属文書、以下《規定》）をここに印刷・公布するので、真摯に従い執行されたい。

本通知の公布日より、国家外貨管理局広東省分局管轄内の新規プーリング業務、及び《国家外貨管理局〈多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用管理規定〉の印刷・公布に関する通知》（匯発〔2019〕第7号）に基づき取り扱われるプーリング業務は、すべて《規定》に従い取り扱われるものとする。

国家外貨管理局広東省内の各中心支局は、本通知の受領後、速やかに管轄内の銀行へ転送し、併せて同級の人民銀行と共同で主幹企業のプーリング業務の指導及び手続中・手続後の監督管理を強化し、試行の進捗状況及び監督管理措置、監督管理方法などの経験を定期的にまとめる。

実施に際し何らかの問題が生じた場合は、国家外貨管理局広東省分局の資本項目管理処や中国人民银行広州支店クロスボーダー人民元決済試行グループ弁公室へ適宜フィードバックされたい。

特にここに通知する。

<p>附件： <b>国家外汇管理局广东省分局跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定（试点）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 总则</b></p> <p>第一条 为促进贸易投资便利化，服务实体经济，便利跨国公司跨境资金集中运营，制定本规定。</p> <p>第二条 本规定所称跨国公司是以资本联结为纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的联合体。</p> <p>主办企业，是指注册地在广东省内（不含深圳，下同）并取得跨国公司授权履行主体业务备案、实施、数据报送、情况反馈等职责的具有独立法人资格的一家境内公司。主办企业为财务公司的，其从事跨境资金交易应遵守行业管理部门的规定。</p> <p>成员企业，是指跨国公司内部相互直接或间接持股、具有独立法人资格的各家境内外公司。分公司以及与其主办企业无直接或间接持股关系但属同一母公司控股的兄弟公司可视同为成员企业。</p> <p>金融机构（财务公司作为主办企业的除外）、地方政府融资平台公司和房地产企业不得作为主办企业或成员企业参与跨国公司本外币跨境资金集中运营管理业务（以下简称资金池业务）。</p> <p>第三条 跨国公司可以选择广东省内符合条件的一家或几家银行作为办理资金池业务的合作银行（以下简称合作银行）。</p> <p>第四条 本规定所称资金池业务，是指跨国公司根据自身经营和管理需要，通过主办企业集中运营管理境内外成员企业资金的业务，包括开展外债或境外放款额度集中管理、经常项目资金集中收付和轧差净额结算中的一项或多项业务。</p>	<p>附属文書： <b>国家外貨管理局広東省分局多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理規定（試行）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 総則</b></p> <p>第一条 貿易・投資の利便化を促進し、実体経済に奉仕し、多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用を利便化するため、本規定を策定する。</p> <p>第二条 本規定における多国籍企業とは、資本の連結を紐帯とし、親会社・子会社及びその他メンバー企業あるいは機構が共同で組成する企業連合体を指す。</p> <p>主幹企業とは、広東省内（深圳を含まない、以下同様）に登録され、かつ多国籍企業が主体業務の備案・実施・データ送信・報告・状況のフィードバックなどの職責の履行を授權する独立法人資格を有する国内企業 1 社を指す。主幹企業が財務公司の場合、そのクロスボーダー資金取引への従事は、業種管理部門の規定を遵守しなければならない。</p> <p>メンバー企業とは、多国籍企業内部で相互に直接あるいは間接的に持分を保有し、独立法人資格を有する各国内外企業を指す。分公司や、主幹企業と直接あるいは間接的な持分関係はないが同一の親会社に持分支配される兄弟会社は、メンバー企業として認められる。</p> <p>金融機関（財務公司が主幹企業となる場合を除く）、地方政府融資プラットフォーム企業及び不動産企業は、主幹企業あるいはメンバー企業として、多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理業務（以下、プーリング業務）をしてはならない。</p> <p>第三条 多国籍企業は、広東省に所在し、条件に合致する 1 行あるいは複数行の銀行をプーリング業務を取り扱う協力銀行（以下、「協力銀行」）として選択することができる。</p> <p>第四条 本規定におけるプーリング業務とは、多国籍企業が自らの経営や管理上の必要性に応じて、主幹企業を通じて、国内外メンバー企業の資金を集中運用管理する業務を指し、外債・対外貸付限度額の集中管理・經常項目資金集中受払・ネットインのいずれか</p>
--	--

<p>第五条 本规定适用于经国家外汇管理局广东省分局及其辖内分支机构（以下简称外汇局）备案开展资金池业务的跨国公司和办理该项业务的合作银行。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 业务备案及变更</b></p> <p>第六条 满足以下条件的跨国公司，可根据经营需要选择一家境内企业作为主办企业集中运营管理境内外成员企业资金，开展资金池业务：</p> <p>（一）具备真实业务需求；</p> <p>（二）具有完善的跨境资金管理架构、内控制度；</p> <p>（三）建立相应的内部管理电子系统；</p> <p>（四）境内全部成员企业上年度本外币国际收支规模合计金额不低于等值7亿元人民币；或境内全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于10亿元人民币且境外全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于等值2亿元人民币。</p> <p>如主办企业注册在中国（广东）自由贸易试验区广州南沙新区、珠海横琴新区片区内的跨国公司开展资金池业务，境内全部成员企业上年度本外币国际收支规模合计金额不低于等值3.5亿元人民币；或境内全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于5亿元人民币且境外全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于等值1亿元人民币。</p> <p>（五）近两年无重大跨境收付业务违法违规行爲（成立不满两年的企业，自成立之日起无重大跨境收付业务违法违规行爲）。</p>	<p>あるいは複数の業務を含む。</p> <p>第五条 本規定は、国家外貨管理局広東省分局及びその管轄内の関連分局（以下、外管局）で備案されたプーリング業務を実施するための多国籍企業と当該業務を取り扱っている協力銀行に適用される。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 業務備案及び変更</b></p> <p>第六条 以下の条件を満たす多国籍企業は、経営ニーズに基づき国内企業 1 社を主幹企業として国内外メンバー企業の資金を集中運用管理し、プーリング業務を行うことができる：</p> <p>（一）真実の業務ニーズを有していること；</p> <p>（二）完備されたクロスボーダー資金管理の枠組み、内部統制制度を有していること；</p> <p>（三）相応の内部管理電子システムを構築していること；</p> <p>（四）全国内メンバー企業の前年度人民元・外貨の国際受払規模の総額が7億人民元相当額を下回ってはならない、あるいは全国内メンバー企業の前年度営業収入の総額が10億人民元を下回ってはならず、かつ全国外メンバー企業の前年度営業収入の総額が2億人民元相当額を下回ってはならない。</p> <p>主幹企業が中国（広東）自由貿易試験区広州南沙新区、珠海横琴新区エリア区に登録された多国籍企業でプーリング業務を行う場合、全国内メンバー企業の前年度人民元・外貨の国際受払規模の総額が3.5億人民元相当額を下回ってはならない、あるいは全国内メンバー企業の前年度営業収入の総額が5億人民元を下回ってはならず、かつ全国外メンバー企業の前年度における営業収入の総額が1億人民元相当額を下回ってはならない。</p> <p>（五）直近2年間に重大なクロスボーダー受払業務に係る法律・規定違反行爲がないこと（設立から2年に満たない企業は、設立日以降に重大なクロスボーダー受払業務に係る法律・規定違反行爲がないこと）。</p>
---	---

<p>(六) 贸易外汇收支名录内企业, 货物贸易分类结果应为A类。主办企业货物贸易分类结果降为B、C类, 所在地外汇局将通知跨国公司变更主办企业并重新提交申请材料; 其他成员企业货物贸易分类结果降为B、C类, 主办企业应终止其业务, 并参照本规定第十条、第十一条进行成员企业变更。</p> <p>(七) 境外成员企业如为境内企业投资设立, 应符合国内相关主管部门有关境外投资的规定。</p> <p>(八) 中国人民银行、国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。</p> <p>第七条 具备国际结算能力且具有结售汇业务资格的银行可以作为跨国公司办理资金池业务的合作银行, 并应满足以下条件:</p> <p>(一) 近两年执行外汇管理规定年度考核B类(含)以上;</p> <p>(二) 近两年开展跨境收付及结售汇业务无重大违法违规行为;</p> <p>(三) 有完善的反洗钱、反恐怖融资、反逃税的内控制度和措施, 近三年无重大的反洗钱行政处罚记录;</p> <p>(四) 中国人民银行、国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。</p> <p>合作银行在持续经营中不符合上述条件的, 仅能为原客户办理原有类别业务。</p> <p>第八条 跨国公司开展资金池业务, 应向主办企业所在地外汇局申请办理备案登记, 申请材料可由主办企业或主办企业委托的一家合作银行作为申请人提交, 包括:</p> <p>(一) 基本材料</p> <p>1. 申请书(包括跨国公司及主办企业基本情况、拟开展的业务种类、上年度本外币国际收支规模、</p>	<p>(六) 貿易外貨受払企業リスト内の企業は、貨物貿易分類結果がA類であること; 主幹企業の貨物貿易分類結果がB、C類に降格した場合、所在地の外貨管理局は、主幹企業を変更し、併せて新たに申請書類を提出するよう多国籍企業に通知する; その他のメンバー企業の貨物貿易分類結果がB、C類に降格した場合、主幹企業は当該業務を終了し、併せて第十条、第十一条に基づきメンバー企業の変更を行わなければならない。</p> <p>(七) 国外メンバー企業が国内企業の投資により設立された場合、国内主管当局の国外投資に関する規定を遵守しなければならない。</p> <p>(八) 中国人民銀行、国家外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。</p> <p>第六条 国際決済能力を有し、かつ人民元両替業務資格を有する銀行は、多国籍企業のプーリング業務を取り扱う協力銀行となることができ、併せて以下の条件を満たさなければならない:</p> <p>(一) 直近2年間に執行された外貨管理規定年度考核がB類(B類を含む)以上であること;</p> <p>(二) 直近2年間に重大なクロスボーダー受払や両替業務に係る法律・規定違反行為がないこと;</p> <p>(三) アンチマネーロンダリング、アンチテロ融資、反脱税に係る内部統制制度と対策が完備され、直近3年間に重大なマネーロンダリング行政処分記録がないこと;</p> <p>(四) 中国人民銀行、国家外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。</p> <p>協力銀行の経営において上記の条件を満たさなくなった場合、既存顧客へのみ当業務を取り扱うことができる。</p> <p>第八条 多国籍企業がプーリング業務を行う場合、主幹企業が所在する外管局で備案登記を申請し、申請書類は主幹企業あるいは主幹企業が委託する協力銀行が申請人として提出することができる:</p> <p>(一) 基本書類</p> <p>1. 申請書(多国籍企業及び主幹企業の基本状況、実施予定の業務種類、前年度の人民元・外貨国</p>
--	---



<p>近两年跨境收付业务违法违规情况、成员企业名单、主办企业及成员企业股权结构情况及货物贸易企业分类情况、境内企业投资设立的境外成员企业境外投资合规情况、拟选择的合作银行情况、跨境资金管理架构、内控管理及其系统建设情况等)；</p> <p>2. 跨国公司对主办企业开展资金池业务的授权书；</p> <p>3. 主办企业与合作银行共同签署的《跨国公司本外币跨境资金集中运营业务办理确认书》(见附1)；</p> <p>4. 主办企业及境内成员企业营业执照复印件；</p> <p>5. 境外成员企业注册文件(若注册文件为非中文，则需同时提供中文翻译件)；</p> <p>6. 金融业务许可证及经营范围批准文件(仅主办企业为财务公司的需提供)；</p> <p>7. 主办企业委托合作银行办理委托授权书(如有)。</p> <p>以上第2项材料应加盖跨国公司公章，其余材料均应加盖主办企业公章。</p> <p>(二) 专项材料</p> <p>1. 外债额度集中管理。主办企业申请集中外债额度业务登记，除应提供基本材料外，还应提供以下专项材料：申请书中应列表说明参加外债额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年未经审计的所有者权益状况、拟集中外债额度，并提供贡献外债额度成员企业上年未经审计的资产负债表复印件。</p> <p>2. 境外放款额度集中管理。主办企业申请集中境外放款额度业务登记，除应提供基本材料外，还应提供以下专项材料：申请书中应列表说明参加境外放款额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年未经审计的所有者权益状况、拟集中境外放款额度，并提供贡献境外放款额度成员企业上年未经审计的资产负债表复印件。</p> <p>3. 经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务管理。主办企业申请办理经常项目资金集中收付和轧</p>	<p>際受払規模、直近 2 年間のクロスボーダー受払業務の法律・規定違反状況、メンバー企業リスト、主幹企業及びメンバー企業の持分構成状況と貨物貿易企業分類状況、国内企業が投資・設立する国外メンバー企業の国外投資コンプライアンス状況、選択予定の協力銀行状況、クロスボーダー資金管理構成、内部統制管理及びそのシステム構築状況など)；</p> <p>2. 多国籍企業の主幹企業に対するプーリング業務の授權書；</p> <p>3. 主幹企業が協力銀行と共同で署名した「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理業務取扱確認書」(付属文書 1 参照)；</p> <p>4. 主幹企業及び国内メンバー企業の営業許可証写し</p> <p>5. 国外メンバー企業の登記文書(登記書類が中国語でない場合、中国語の翻訳も同時に提出)；</p> <p>6. 金融業務許可証及び経営範囲の批准文書(主幹企業が財務公司の場合のみ提出が必要)。</p> <p>7. 主幹企業が協力銀行に手続きを委託する委託授權書(有する場合のみ)</p> <p>上記第 2 項目の書類は、多国籍企業の公章印を押捺しなければならず、その他の書類はすべて主幹企業の公章印を押捺しなければならない。</p> <p>(二) 専用書類</p> <p>1. 外債限度額の集中管理。主幹企業が、外債限度額の集中業務登記を申請する際、基本書類に加えて、以下の専用書類を提出する必要がある：備案申請書に外債限度額の集中に参加する国内メンバー企業の名称・統一社会信用コード・登記地・各国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産状況・集中を予定している外債限度額を列挙して説明し、併せて外債限度額に貢献するメンバー企業の前年度末の監査済の貸借対照表写しを提出しなければならない。</p> <p>2. 対外貸付限度額の集中管理。主幹企業は、対外貸付の限度額の集中業務登記を申請する際、基本書類に加えて、以下の専用書類を提出する必要がある：備案申請書に対外貸付限度額の集中に参加する国内メンバー企業の名称・統一社会信用コード・登記地・各国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産状況・集中を予定している対外貸付限度額を列挙して説明し、併せて対外貸付限度額に貢献するメンバー企業の前年度末の監査済の貸借対照表写しを提出しなければならない。</p> <p>3. 經常項目資金集中受払及びネットイング業務管理。主幹企業は、經常項目資金集中受払及びネット</p>
--	--

<p>差净额结算业务登记, 除应提供基本材料外, 还应提供以下专项材料: 申请书中应列表说明参与经常项目资金集中收付和轧差净额结算的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地。</p> <p>以上专项材料均应加盖主办企业公章。</p> <p>(三) 如前述基本材料和专项材料存在不清晰不准确情况, 需要对其实质性内容进行核实的, 所在地外汇局可以要求申请人完善申请材料或作出书面解释说明。</p> <p>第九条 所在地外汇局应按照行政许可相关规定, 在收到完整的资金池业务相关申请材料后, 会同当地人民银行完成备案手续, 并出具备案通知书 (见附2)。</p> <p>第十条 成员企业新增或退出等不涉及外债和境外放款额度的资本项目变更、主办企业或成员企业发生名称变更的, 主办企业应在事项发生之日起30日内报合作银行, 同时提交原备案通知书复印件、变更所涉企业的相关情况说明、涉及变更事项的证明材料 (如变更后的营业执照等)。合作银行根据主办企业申请事项, 在资本项目信息系统中办理变更。</p> <p>第十一条 资金池业务办理期间, 拟对第十条以外的事项进行调整的, 主办企业应在调整前30日内向所在地外汇局申请办理变更备案登记。所在地外汇局应在收到完整的变更申请材料之日起, 按照行政许可法相关规定, 会同当地人民银行完成备案手续, 并出具备案通知书。</p> <p>(一) 合作银行变更的, 应提交以下材料:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.变更合作银行申请 (包括拟选择的合作银行, 原账户余额的处理方式等);</li> <li>2.加盖银行业务公章的原账户余额对账单;</li> <li>3.主办企业与变更后合作银行签署的《跨国公司本外币跨境资金集中运营业务办理确认书》。</li> </ol>	<p>ング業務の登記申請する際、基本書類に加えて、以下の専用書類を提出する必要がある: 備案申請書に經常項目資金集中受払及びネットィングに参加する国内メンバー企業の名称・統一社会信用コード・登記地を列挙して説明しなければならない。</p> <p>上記専用書類には主幹企業の公章印を押捺しなければならない。</p> <p>(三) 前述の基本書類及び専用書類に不明瞭あるいは不正確な個所があり、実質的な内容の確認が必要な場合、所在地の外管局は、申請人に対し、申請書類の改善や書面による説明を要求することができる。</p> <p>第九条 所在地の外管局は、行政許可の関連規定に従い、完全なプーリング業務の備案申請書類を受領した後、当地人民銀行と共同で備案手続きを行い、備案通知書 (付属文書 2 参照) を発行しなければならない。</p> <p>第十条 外債及び対外貸付限度額の資本項目の変更へ影響を及ぼさないメンバー企業の新規追加あるいは退出や、主幹企業あるいはメンバー企業に名称変更が発生する場合、主幹企業は、当該事項の発生日から 30 日以内に協力銀行に通知すると同時に、元の備案通知書写し・変更に関わる企業の関連状況説明・変更事項に関わる証明書類 (変更後の営業許可証など) を提出しなければならない。協力銀行は、主幹企業の申請事項に基づき、資本項目情報システムにて変更処理を行う。</p> <p>第十一条 プーリング業務の取扱期間中に、第十条以外的事项で調整が発生する場合、主幹企業は、調整の 30 日前までに所在地の外管局に変更備案登記の申請をしなければならない。所在地の外管局は完全な変更申請書類の受領日から、行政許可法の関連規定に従い、当地人民銀行と共同で備案手続きを行い、備案通知書を発行しなければならない。</p> <p>(一) 協力銀行の変更の場合、以下の書類を提出しなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.協力銀行変更申請 (選択予定の協力銀行、元の口座残高の処理方法などを含む);</li> <li>2.銀行の業務公章印を押捺した元の口座残高ステートメント;</li> <li>3.主幹企業及び変更後の協力銀行が署名した「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用</li> </ol>
---	--

<p>(二) 主办企业、业务种类、经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务项下成员企业新增或退出等变更的, 应参照第八条提交与变更事项有关材料。申请材料可由主办企业或主办企业委托的一家合作银行作为申请人提交。</p> <p>第十二条 主办企业应在收到备案通知书一年内开立国内资金主账户并实际办理资金池业务。</p> <p>第十三条 跨国公司拟停止办理资金池业务的, 主办企业应在处理完毕相关债权债务、关闭国内资金主账户后, 向所在地外汇局申请办理注销备案登记, 提交申请书和原备案通知书原件, 申请书应写明资金池业务外债额度及境外放款额度集中、涉外收付款及结售汇、关闭国内资金主账户等相关情况。所在地外汇局应在收到申请材料之日起, 按照行政许可法相关规定, 会同当地人民银行完成备案手续, 并收回原备案通知书原件。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 外债额度集中管理</b></p> <p>第十四条 跨国公司可根据宏观审慎原则, 集中境内成员企业外债额度, 并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展外债业务。</p> <p>第十五条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业外债额度。</p> <p>跨国公司外债集中额度 ≤ (主办企业上年末经审计的所有者权益 + Σ境内成员企业上年末经审计的所有者权益 * 集中比例) * 跨境融资杠杆率 * 宏观审慎调节参数。</p> <p>跨国公司外债风险加权余额 = Σ本外币外债余额 + Σ外币外债余额 * 汇率风险折算因子。</p> <p>跨国公司外债风险加权余额应不超过跨国公司外债集中额度。</p>	<p>管理業務取扱確認書&gt;&gt; ;</p> <p>(二) 主幹企業、業務種類、經常項目資金集中受払及びネットイング業務に関連するメンバー企業の新規追加あるいは退出などの変更の場合、第八条に基づき変更事項の関連書類を提出しなければならない。申請書類は主幹企業または主幹企業が委託する 1 行の協力銀行を申請人として提出することができる。</p> <p>第十二条 主幹企業は備案通知書の取得後 1 年以内に国内資金主口座を開設し、併せてプーリング業務を実際に行わなければならない。</p> <p>第十三条 多国籍企業がプーリング業務の実施を停止する場合、主幹企業は、関連債権・債務の処理を完了させ、国内資金主口座の閉鎖後、所在地の外管局に抹消登記備案を申請し、申請書と元の備案通知書の原本を提出し、申請書にはプーリング業務、外債限度額及び対外貸付限度額の集中、対外受払及び両替、国内資金主口座の閉鎖などの関連状況を明記しなければならない。所在地の外管局は申請書の受領日から、行政許可法の関連規定に従い、当地人民銀行と共同で備案手続きを行い、並べて元の備案通知書を回収しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 外債限度額の集中管理</b></p> <p>第十四条 多国籍企業は、マクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の外債限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商業慣例を遵守して自ら外債業務を行うことができる。</p> <p>第十五条 多国籍企業の主幹企業は、以下の公式に基づき国内メンバー企業の外債限度額を集中させることができる。</p> <p>多国籍企業外債集中限度額 ≤ (主幹企業の前年度末の監査済の純資産 + Σ国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産 × 集中割合) × クロスボーダー融資レバレッジ率 × マクロプルーデンス調節係数。</p> <p>多国籍企業外債リスク加重残高 = Σ人民元・外貨外債残高 + Σ外貨外債残高 × 為替リスク換算因数。</p> <p>多国籍企業外債リスク加重残高は多国籍企業外債集中限度額を超えてはならない。</p>
---	--



<p>跨境融资杠杆率、宏观审慎调节参数按全口径跨境融资宏观审慎管理相关规定确定。中国人民银行、国家外汇管理局可根据整体对外负债情况、期限结构、币种结构等对跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数、汇率风险折算因子进行调节。</p> <p>财务公司作为主办企业的，不得参与外债额度集中。</p> <p>各成员企业可自行决定部分集中的外债额度，集中额度调整频率每年最多一次。未被归集的外债额度，各成员企业按照现行规定，自行办理外债业务。</p> <p>第十六条 主办企业以自身为实际借款人集中借入外债或以成员企业为实际借款人代理其借入外债的，应通过主办企业的国内资金主账户办理。成员企业自行借入外债的，应在未集中额度内通过成员企业自身外债账户办理。</p> <p>第十七条 主办企业所在地外汇局在为主办企业出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的外债集中额度为主办企业办理一次性外债登记。</p>	<p>クロスボーダー融資レバレッジ率、マクロプルーデンス調節係数は、全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の関連規定に基づき確定される。中国人民銀行、国家外貨管理局は、全体の対外負債状況、期限構成、通貨種類構成などに基づき、クロスボーダー融資レバレッジ率及びマクロプルーデンス調節係数、為替リスク換算因数を調整することができる。</p> <p>主幹企業が財務公司の場合、外債限度額の集中に参加してはならない。</p> <p>各メンバー企業は、部分的に集中される外債限度額を独自で決定することができ、集中限度額の調整頻度は年に1回までとする。未集中の外債限度額について、各メンバー企業は現行規定に従い、独自で外債業務を行う。</p> <p>第十六条 主幹企業は自らを実際の借入人として外債を集中借入、あるいはメンバー企業を実際の借入人としてその外債借入を代理する場合、主幹企業の国内資金主口座を通じて行わなければならない。メンバー企業が自ら外債を借入する場合、未集中限度額内で、メンバー企業自身の外債口座を通じて行わなければならない。</p> <p>第十七条 主幹企業の所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、国家外管理局の関連情報システム上で備案済の外債集中限度額に基づき主幹企業に一回限りの外債登記を行わなければならない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第四章 境外放款额度集中管理</b></p> <p>第十八条 跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业的境外放款额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展境外放款业务。</p> <p>第十九条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业境外放款额度。</p> <p>跨国公司境外放款集中额度 ≤ (主办企业上年未经审计的所有者权益 + Σ境内成员企业上年未经审计的所有者权益 * 集中比例) * 境外放款杠杆率 * 境外放款宏观审慎调节系数。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第四章 对外貸付限度額の集中管理</b></p> <p>第十八条 多国籍企業は、マクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の対外貸付限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商業慣例を遵守して自らクロスボーダー対外貸付業務を行うことができる。</p> <p>第十九条 多国籍企業は、以下の公式に基づき国内メンバー企業の対外貸付限度額を集中させることができる。</p> <p>多国籍企業対外貸付集中限度額 ≤ (主幹企業の前年度末の監査済の純資産 + Σ国内メンバー企業の前年度の監査済の純資産 × 集中割合) × 対外貸付レバレッジ率 × 対外貸付マクロプルーデンス調節係数。</p>



<p>跨国公司境外放款风险加权余额=Σ本外币境外放款余额+Σ外币境外放款余额*币种转换因子。</p> <p>跨国公司境外放款风险加权余额应不超过跨国公司境外放款集中度。</p> <p>境外放款杠杆率、境外放款宏观审慎调节系数按境外放款相关规定确定。中国人民银行、国家外汇管理局可根据整体境外放款情况、期限结构、币种结构等对境外放款杠杆率、境外放款宏观审慎调节系数和币种转换因子进行调节。</p> <p>财务公司作为主办企业的，不得参与境外放款额度集中。</p> <p>各成员企业可自行决定部分集中的境外放款额度，集中度调整频率每年最多一次。未被归集的境外放款额度，各成员企业按照现行规定，自行办理境外放款业务。</p> <p>第二十条 主办企业以自身为实际放款人集中进行境外放款或以成员企业为实际放款人代理其进行境外放款的，应通过主办企业的国内资金主账户办理。成员企业自行向境外放款的，应在未集中度内通过成员企业自身境外放款专户办理。</p> <p>第二十一条 主办企业所在地外汇局在为主办企业出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的境外放款集中度为主办企业办理一次性境外放款额度登记。</p>	<p>多国籍企業對外貸付リスク加重残高 = Σ人民币元・外貨對外貸付残高 + Σ外貨對外貸付残高 × 通貨種類轉換因数。</p> <p>多国籍企業對外貸付リスク加重残高は多国籍企業對外貸付集中限度額を超えてはならない。</p> <p>對外貸付レバレッジ率、對外貸付マクロプルーデンス調節係数は、對外貸付の関連規定に基づき確定される。中国人民銀行、国家外貨管理局は、全体の對外貸付状況、期限構成、通貨種類構成などに基づき、對外貸付レバレッジ率及び對外貸付マクロプルーデンス調節係数、通貨種類轉換因数を調整することができる。</p> <p>主幹企業が財務公司の場合、對外貸付限度額の集中に参加してはならない。</p> <p>各メンバー企業は、部分的に集中される對外貸付限度額を独自で決定することができ、集中限度額の調整頻度は年に1回までとする。未集中の對外貸付限度額について、各メンバー企業は現行規定に従い、独自で對外貸付業務を行う。</p> <p>第二十条 主幹企業は自らを實際の貸付人として對外貸付を集中し、あるいはメンバー企業を實際の貸付人としてその對外貸付を代理する場合、主幹企業の国内資金主口座を通じて行わなければならない。メンバー企業が自ら對外貸付する場合、未集中限度額内で、メンバー企業自身の對外貸付専用口座を通じて行わなければならない。</p> <p>第二十一条 主幹企業の所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、国家外貨管理局の関連情報システム上で備案済の對外貸付集中限度額に基づき主幹企業に一回限りの對外貸付限度額登記を行わなければならない。</p>
<p><b>第五章 经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务管理</b></p> <p>第二十二条 跨国公司可根据经营需要，通过主办企业办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算业务。</p> <p>经常项目资金集中收付是指主办企业通过国内资金主账户集中代理境内成员企业办理经常项</p>	<p><b>第五章 經常項目資金集中受払及びネットティングの業務管理</b></p> <p>第二十二条 多国籍企業は、経営ニーズに基づき、主幹企業を通じて經常項目資金集中受払あるいはネットティング業務を行うことができる。</p> <p>經常項目資金集中受払とは、主幹企業が国内資金主口座を通じて国内メンバー企業を代理し集中して</p>

<p>目收支。</p> <p>经常项目轧差净额结算是指主办企业通过国内资金主账户集中核算其境内外成员企业经常项目项下应收应付资金，合并一定时期内收付交易为单笔交易的操作方式。原则上每个自然月轧差净额结算不少于1次。</p> <p>境内成员企业按照规定，需凭《贸易外汇业务登记表》办理的业务，不得参加经常项目资金集中收付和轧差净额结算，应按现行规定办理。</p> <p>第二十三条 主办企业所在地外汇局在为主办企业出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中为主办企业办理货物贸易外汇业务登记。</p> <p>第二十四条 跨国公司停止办理经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务的，主办企业应在停办后30日内告知合作银行，并自行或委托合作银行向所在地外汇局报告。</p> <p style="text-align: center;"><b>第六章 账户管理</b></p> <p>第二十五条 主办企业可持备案通知书在经备案的合作银行开立国内资金主账户，办理资金池业务。</p> <p>跨国公司可以根据经营需要，选择一家境外成员企业，在经备案的合作银行开立境外机构境内外汇账户（NRA），集中运营管理境外成员企业资金。</p> <p>第二十六条 国内资金主账户可以是多币种（含人民币）账户，开户数量不予限制，但应符合审慎监管要求。国内资金主账户允许日间及隔夜透支；透支资金只能用于对外支付，收到资金后应优先偿还透支款。</p> <p>第二十七条 国内资金主账户收支范围如下：</p>	<p>经常项目受払を行うことを指す。</p> <p>经常项目ネットイングとは、主幹企業が国内資金主口座を通じてその国内外メンバー企業の經常項目の未収・未払金を集中計算し、一定期間内の受払取引を合算して1件の取引とするオペレーション方式を指す。原則、毎月のネットイングは1回を下回ってはならない。</p> <p>国内メンバー企業は規定に基づき「貿易外貨業務登記表」により行う必要がある業務については、經常項目資金集中受払及びネットイングに参加してはならず、現行の規定に基づき行わなければならない。</p> <p>第二十三条 主幹企業の所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、国家外貨管理局の関連情報システム上で主幹企業の貨物貿易外貨業務登記を行わなければならない。</p> <p>第二十四条 多国籍企業が經常項目資金集中受払及びネットイング業務を停止する場合、主幹企業は停止後の30日以内に協力銀行へ通知しなければならず、併せて自らあるいは協力銀行へ委託して、所在地の外管局へ報告する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第六章 口座管理</b></p> <p>第二十五条 主幹企業は、備案通知書を持参して、備案済の協力銀行において国内資金主口座を開設し、プーリング業務を行うことができる。</p> <p>多国籍企業は、経営ニーズに基づき、国外メンバー企業1社を選択し、備案済の協力銀行において国外機構国内外貨口座（NRA口座）を開設し、国外メンバー企業の資金を集中運営管理することができる。</p> <p>第二十六条 国内資金主口座は、マルチカレンシー（人民元を含む）口座とすることができ、口座数は制限しないが、マクロブルーデンス監督管理の要求に合致していなければならない。国内資金主口座は、日中及びオーバーナイトの貸越を認める；貸越資金は、対外支払にのみ使用することができ、資金の受領後、優先的に貸越金を弁済しなければならない。</p> <p>第二十七条 国内資金主口座の受払範囲は以下の通りとする：</p>
---	--

<p>(一) 收入范围</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 境内成员企业的经常项目收入;</li> <li>2. 境内成员企业人民币银行结算账户 (不参与归集的人民币外债资金存放账户除外)、经常项目账户、资本金账户、资产变现账户资金划入;</li> <li>3. 集中额度内从境外融入的外债和收回的境外放款本息;</li> <li>4. 购汇存入 (经常项目项下对外支付购汇所得资金、购汇境外放款或偿还外债资金);</li> <li>5. 存款本息;</li> <li>6. 同一主办企业其它国内资金主账户资金划转收入;</li> <li>7. 中国人民银行、国家外汇管理局核准的其他收入。</li> </ol> <p>除另有规定外, 跨国公司境内成员企业向境内存款性金融机构借入的外汇贷款不得进入国内资金主账户 (用于偿还外债、境外放款等除外)。</p> <p>(二) 支出范围</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 境内成员企业的经常项目支出;</li> <li>2. 向境内成员企业人民币银行结算账户、经常项目账户、资本金账户、资产变现账户划出;</li> <li>3. 集中额度内向境外融出的境外放款和偿还的外债本息;</li> <li>4. 结汇划出;</li> <li>5. 存款划出;</li> <li>6. 交纳存款准备金;</li> <li>7. 同一主办企业其它国内资金主账户资金划转支出;</li> <li>8. 中国人民银行、国家外汇管理局核准的其他支出。</li> </ol> <p>第二十八条 跨国公司开展资金池业务归集的外债项下涉外收付款和境外放款项下涉外收付款币种原则上应保持一致, 不得进行人民币和外币间的跨币种套利。</p> <p>第二十九条 主办企业通过国内资金主账户借入的外债资金, 在不违反相关监管规则的前提下, 在成员企业需自行支付的情况下, 人民币外债资金可由国内资金主账户划至成员企业国内人民币银</p>	<p>(一) 入金範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内メンバー企業の經常項目収入;</li> <li>2. 国内メンバー企業の人民元銀行決済口座 (集中に参加しない人民元外債資金預金口座を除く)、經常項目口座、資本金口座、資産現金化口座からの入金;</li> <li>3. 集中限度額内で国外から入金する外債及び回収する対外貸付元利;</li> <li>4. 外貨転による預入 (經常項目対外支払に係る外貨転代り金、外貨転による対外貸付あるいは外債弁済資金);</li> <li>5. 預金元利;</li> <li>6. 同一主幹企業のその他の国内資金主口座の資金の振替入金;</li> <li>7. 中国人民銀行、国家外貨管理局が審査認可したその他の入金。</li> </ol> <p>別の規定がある場合を除き、多国籍企業の国内メンバー企業が国内の預金性金融機関から借り入れた外貨借入は、国内資金主口座に入金してはならない (外債弁済・対外貸付等に用いる場合を除く)。</p> <p>(二) 出金範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内メンバー企業の經常項目支払;</li> <li>2. 国内メンバー企業の人民元銀行決済口座、經常項目口座、資本金口座、資産現金化口座への振替出金;</li> <li>3. 集中限度額内で国外に出金する対外貸付及び弁済する外債元利;</li> <li>4. 人民元転出金;</li> <li>5. 預金の振替出金;</li> <li>6. 預金準備金の納付;</li> <li>7. 同一主幹企業のその他の国内資金主口座への資金の振替出金;</li> <li>8. 中国人民銀行、国家外貨管理局が審査認可したその他の出金。</li> </ol> <p>第二十八条 多国籍企業がプーリング業務により集中した外債に係る対外受払金と対外貸付に係る対外受払通貨種類は、原則として一致していなければならない。人民元と外貨間の通貨種類による裁定取引をしてはならない。</p> <p>第二十九条 主幹企業は国内資金主口座を通じて借入する外債資金について、関連する監督管理規定に違反しないことを前提に、メンバー企業が自ら支払う必要がある場合、人民元外債資金は国内資金主口座か</p>
---	---

<p>行结算账户, 外币外债资金可由国内资金主账户直接下拨至成员企业国内外汇贷款账户办理相关业务。</p> <p>第三十条 国内资金主账户资金使用应符合现行中国人民银行和国家外汇管理局有关规定。国内资金主账户归集的资本项目项下资金不得直接或间接(通过成员企业)用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出, 不得向非关联企业发放贷款, 不得直接或间接投资有价证券/理财产品及非自用房地产。</p> <p>第三十一条 国内资金主账户与境外经常项目收付以及结售汇, 包括集中收付和轧差净额结算等, 由合作银行按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则办理相关手续。对于资金性质不明确的, 合作银行应当要求主办企业提供相关单证, 服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交纸质或电子税务备案表。</p> <p>主办企业按照规定, 需凭《贸易外汇业务登记表》办理的业务, 应到所在地外汇局办理登记手续。</p> <p>主办企业及境内成员企业应按货物贸易外汇管理规定, 及时、准确通过货物贸易外汇监测系统(企业端)进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。</p> <p>合作银行、主办企业应当分别留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。</p> <p>第三十二条 国内资金主账户可集中办理经常项下、直接投资、外债和境外放款项下结售汇。</p> <p>境内成员企业归集至主办企业的外商直接投资项下外汇资金(包括外汇资本金、资产变现账户资金), 以及主办企业在经备案的集中额度内融入的外币外债资金和收回的外币境外放款本息, 在国内</p>	<p>らメンバー企業の国内人民元銀行決済口座へ振替ができ、外貨外債資金は国内資金主口座からメンバー企業の国内外貨貸付口座へ直接振替、関連業務を行うことができる。</p> <p>第三十条 国内資金主口座の資金使途は、中国人民銀行と国家外貨管理局の現行の関連規定に従うものとする。国内資金主口座で集中した資本項目に係る資金は、直接あるいは間接的に(メンバー企業を通じて)、企業経営範囲外または国家法律・法規で禁止されている支出に使用してはならず、非関連企業への貸付を行ってはならず、有価証券/理財商品及び自己使用目的以外の不動産への直接あるいは間接的な投資を行ってはならない。</p> <p>第三十一条 国内資金主口座での国外との經常項目受払及び人民元転・外貨転には、集中受払及びネットティングなどは、協力銀行が「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジエンス」などの業務実施原則に基づき関連手続きを取り扱う。資金の性質が不明確な場合、協力銀行は、主幹企業に関連エビデンスを提出するよう要求しなければならない。サービス貿易などの項目の対外支払については、規定に基づき紙ベースあるいは電子税務備案表を提出しなければならない。</p> <p>主幹企業は規定に従い、《貿易外貨業務登記表》により行う必要がある業務については、所在地の外管局で登記手続きを行わなければならない。</p> <p>主幹企業及び国内メンバー企業は、貨物貿易外貨管理規定に基づき、適時、正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム(企業版)を通じて貿易信用、貿易融資などの業務報告を行わなければならない。</p> <p>協力銀行、主幹企業は、その取引の真実、合法性を十分に証明する関連文書及びエビデンスなどを検査に備え5年間保管しなければならない。</p> <p>第三十二条 国内資金主口座は、經常項目、直接投資、外債及び対外貸付に係る人民元転、外貨転を集中して行うことができる。</p> <p>国内メンバー企業が主幹企業に集中させた外商直接投資に係る外貨資金(外貨資本金、資産現金化口座資金を含む)、及び主幹企業が備案済の集中限度額内で入金する外貨外債資金及び回収する対外貸</p>
--	--



<p>资金主账户内可以按照意愿结汇方式或支付结汇方式办理结汇手续。在成员企业需自行支付的情况下，可由主办企业的结汇待支付账户划入成员企业的结汇待支付账户。相关业务应遵守现行“资本项目—结汇待支付账户”和资金用途等方面的规定。</p> <p>境内成员企业、主办企业可按现行规定办理购汇业务。</p> <p>第三十三条 主办企业在办理国内资金主账户内资本项目外汇收入（含外汇和结汇所得人民币资金）支付使用时，可在承诺相关交易真实合规的前提下，直接与合作银行办理，无需事前向合作银行逐笔提供真实性证明材料。合作银行、主办企业应当分别留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。</p>	<p>付元利金については、国内資金主口座内で任意人民元転方式あるいは支払人民元転方式により人民元転手続を行うことができる。メンバー企業自ら支払う必要がある場合、主幹企業の人民元転支払待機口座からメンバー企業の人民元転支払待機口座へ振替入金することができる。関連業務は、現行の「資本項目－人民元転支払待機口座」及び資金使途などの規定を遵守しなければならない。</p> <p>国内メンバー企業、主幹企業は現行規定に基づき、外貨転業務を行うことができる。</p> <p>第三十三条 主幹企業が国内資金主口座内の資本項目外貨収入（外貨及び人民元転代わり金を含む）を支払のために使用する際には、関連取引の真実・コンプライアンス性を承諾すると的前提の下、直接協力銀行において行うことができ、事前に協力銀行に対して取引毎に真実性証明書類を提出する必要はない。協力銀行、主幹企業は、その取引の真実、合法性を十分に証明する関連文書及びエビデンスなどを検査し、備え5年間保管しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第七章 监督管理</b></p> <p>第三十四条 中国人民银行广州分行和国家外汇管理局广东省分局根据本规定对资金池业务实施监督管理，建立信息共享机制。</p> <p>第三十五条 主办企业应认真按照本规定及备案通知书内容开展业务。</p> <p>主办企业的国内资金主账户通过境内银行融入和偿还外债资金、融出和收回境外放款资金、办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算等业务时，应严格按照现行规定进行国际收支统计申报，并报送相关账户信息。主办企业为财务公司或指定申报主体的，还应当进行对外金融资产负债及交易统计申报。</p> <p>第三十六条 合作银行在为跨国公司办理资金池业务时，应按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则进行真实性和合规性审核，切实履行反洗钱、反恐怖融资义务。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第七章 监督管理</b></p> <p>第三十四条 中国人民銀行広州支店と国家外貨管理局広東省分局は本規定に基づき、プーリング業務の実施に対し監督管理し、情報共有メカニズムを構築する。</p> <p>第三十五条 主幹企業は、本規定及び備案通知書の内容に真摯に従い業務を行わなければならない。</p> <p>主幹企業の国内資金主口座は、国内銀行を通じて外債資金の入金及び返済、対外貸付資金の出金及び回収、經常項目資金集中受払あるいはネットイングなどの業務を行う際、現行の国際受払統計申告規定に厳格に従い、併せて関連口座情報を送信・報告する。主幹企業が財務公司あるいは指定申告主体である場合、対外金融資産負債及び取引統計の申告をしなければならない。</p> <p>第三十六条 協力銀行は多国籍企業のプーリング業務を行う際、「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジェンス」などの業務実施原則に基づき、真実性及びコンプライアンス性の審査を</p>

<p>第三十七条 合作銀行應與跨國公司聯合制定資金池業務的內部管理規章制度，包括但不限於業務模式、操作流程、內控制度、組織架構、系統建設、風險防控措施、數據監測方式以及技術服務保障方案等內容，並留存備查。</p> <p>第三十八條 合作銀行應認真履行人民幣跨境收付信息管理系統（RCPMIS）數據報送義務，及時、完整、準確地向RCPMIS報送資金池業務基礎信息、跨境收支（本外幣）賬戶及餘額等相關信息，並留存證明其交易真實、合法的相关文件和單證等2年備查。</p> <p>合作銀行應按規定及時、完整、準確地報送相關賬戶信息、國際收支統計申報、境內資金劃轉、結售匯等數據，審核企業報送的業務數據，協助做好非現場監測，發現異常情況及時向所在地外匯局報告。</p> <p>第三十九條 主辦企業所在地外匯局應會同當地人民銀行建立資金池業務風險評估工作機制，採取下列措施確保管理職責履行：</p> <p>（一）定期或不定期進行風險評估。根據評估結果和具體情節，對風險較高的跨國公司和合作銀行進行約談、發放風險提示函或要求其限期整改。</p> <p>（二）強化非現場監測與現場核查檢查。充分利用跨境資金流動監測與分析系統和資本項目信息系統等，建立參與資金池業務的跨國公司名單，全面分析資金池業務相關涉外收付款、結售匯及賬戶管理等情况，加強對相關業務的跟蹤分析監測。</p>	<p>行い、アンチマネーロンダリングやアンチテロ融資義務を確実に履行しなければならない。</p> <p>第三十七條 協力銀行は、多国籍企業と共同でクロスボーダー・プーリング業務の内部管理規則・制度を制定し、併せて検査に備え保存しなければならない。当該規則・制度には、業務モデル・オペレーションフロー・内部統制制度・組織構成・システム構築・リスク防止コントロール措置・データモニタリング方式及び技術サービス保障ソリューションなどの内容を含むがこれに限らない。</p> <p>第三十八條 協力銀行は人民元クロスボーダー受払情報管理システム（RCPMIS）データの送信・報告義務を確実に履行し、速やかかつ完全、正確に RCPMISへプーリング業務の基本情報やクロスボーダー受払（人民元・外貨）口座及び残高などの関連情報を送信・報告し、併せてその取引の真実、合法性を証明する関連文書及びエビデンスなどを検査に備え2年間保管しなければならない。</p> <p>協力銀行は、規定に基づき速やかかつ完全、正確に関連口座情報、国際収支統計申告、国内資金振替、人民元転などのデータを送信・報告し、企業が送信・報告した業務データを審査し、オフサイトモニタリングの適切な協力をし、異常を発覚した場合、速やかに所在地の外管局へ報告しなければならない。</p> <p>第三十九條 主幹企業の所在地の外管局は、当地の人民銀行と共同してプーリング業務のリスク評価を行うメカニズムを構築し、以下の措置を講じて管理責任の履行を確保しなければならない：</p> <p>（一）定期あるいは不定期にリスク評価を行う。評価結果と具体的な状況に基づき、リスクの高い多国籍企業や協力銀行に対し、面談やリスク提示レターの発行、あるいは期限内の是正を要求しなければならない。</p> <p>（二）オフサイトモニタリング及び現場検証・検査を強化する。クロスボーダー資金流動モニタリング及び分析システムならびに資本項目情報システムなどを十分に活用し、プーリング業務に参加する多国籍企業リストを作成し、プーリング業務に関連する対外受払金、人民元転/外貨転及び口座管理などの状況を全面的に分析し、関連業務に対する追跡・分析・モニタリングを強化する。</p>
--	---

(三) 做好银行、企业业务指导工作。采取有效措施满足企业合法合理需求，督促银行建立操作规程和内控制度，提供必要的技术服务保障。必要时，可要求主办企业对资金池业务的合规性等进行审计。

第四十条 跨国公司和合作银行未按本规定、外汇管理和跨境人民币相关规定办理资金池业务的，由所在地人民银行、外汇局按照《中国人民银行法》《中华人民共和国外汇管理条例》等相关法律法规查处。

### 第八章 附则

第四十一条 跨国公司主办企业和成员企业原则上不得重复申请资金池业务备案。

第四十二条 中国人民银行广州分行、国家外汇管理局广东省分局根据国家宏观调控政策、国际收支形势及业务开展情况，对本规定进行调整。

第四十三条 本规定自发布之日起实施。

附1

#### 跨国公司本外币跨境资金集中运营业务 办理确认书

本单位已知晓跨国公司本外币跨境资金集中运营管理政策及相关要求，仔细阅读本确认书告知和提示的本单位义务以及外汇局监管要求。承诺将：

一、依法合规开展本外币跨境资金集中运营业务。在满足下列要求前提下，享有按照政策规定的便利措施办理相关业务的权利：签署本确认书，严格按照要求办理业务，合规经营等。

(三) 銀行、企業への業務指導を適切に行う。有効な措置を講じて企業の合法かつ合理的ニーズを満たし、銀行がオペレーション規程及び内部統制制度を構築するよう促し、必要な技術サービス保障を提供する。必要に応じて、主幹企業に対しプーリング業務のコンプライアンス性などについて監査を行うよう要求することができる。

第四十条 多国籍企業と協力銀行は、本規定または外貨管理やクロスボーダー人民元の関連規定に従わずにプーリング業務を行った場合、所在地の人民銀行、外貨管理局は《中国人民銀行法》、《中華人民共和國外貨管理条例》などの関連法規に基づき調査・処分する。

### 第八章 附則

第四十一条 多国籍企業の主幹企業及びメンバー企業は、原則、プーリング業務についての備案を重複して申請することはできない。

第四十二条 中国人民銀行広州支店、国家外貨管理局広東省分局は、国家のマクロコントロール政策、国際収支情勢及び業務実施状況に基づき、本規定を調整することができる。

第四十二条 本規定は公布日より実施される。

付属文書 1

#### 多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金 集中運用業務の取扱確認書

当単位は、多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理政策及び関連要件を理解し、本確認書にて通知及び提示された当単位の義務または外貨管理局の監督要件を理解した上で、以下のことを承諾する：

一、法律に従い、人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務を行う。以下の要件を満たす前提で、政策で規定された円滑な措置に基づき関連業務を行う権利を享受する：本確認書への署名、厳格に要件に従った業務の遂行、コンプライアンス経営など。



<p>二、按外汇局、人民行政策规定及时、准确、完整地报送业务数据；不使用虚假合同或者构造交易办理业务，接受并配合外汇局对本单位的监督检查，及时、如实说明情况并提供相关单证资料。</p> <p>三、理解并接受外汇局、人民银行根据国际收支形势对政策和业务进行适时调整。遵守外汇局、人民银行关于外债和境外放款宏观审慎调节参数和杠杆率调整要求。自行承担由于外汇局、人民银行调整政策以及本单位违规行为而引起的相关损失。违反政策及相关要求的，接受外汇局、人民银行依法实施的包括行政处罚、暂停或终止业务、对外公布相关处罚决定等在内的处理措施。</p> <p>四、本确认书适用于跨国公司本外币跨境资金集中运营业务；本确认书未尽事项，按照有关外汇和人民币管理法规规定执行。</p> <p>五、本确认书适用于本单位及所属成员单位，自签署时生效。本单位将认真学习并遵守相关政策及要求，积极支持配合外汇局、人民银行对跨国公司本外币跨境资金集中运营业务的管理。</p> <p>企业(公章):                                银行(公章):          法定代表人(签字):                        负责人(签字):          年月日                                        年月日</p> <p>为进一步促进贸易投资便利化，外汇局、人民银行依法制定本确认书，提示企业、银行在开展跨国公司本外币跨境资金集中运营业务中依法享有的权利和应当承担的义务。企业、银行签署本确认书并认真执行，享有按照本外币跨境资金集中运营管理规定的便利措施办理相关业务的权利。</p> <p>外汇局、人民银行根据国际收支形势等具体情况，制定、调整跨国公司本外币跨境资金集中运营管理政策，并依法予以告知。</p>	<p>二、外貨管理局、人民銀行の政策及び規定に基づき、速やかかつ正確に、完全に業務データを送信・報告する；虚偽の契約書使用や仕組まれた取引で業務を行わず、外貨管理局による当単位への監督検査の対応、協力をし、適時に、誠実に状況を説明し、かつ関連するエビデンスを提供する。</p> <p>三、国際受払状況に応じて、外貨管理局と人民銀行が政策及び業務に対し、適時に調整することを理解し、それに従う。外貨管理局、人民銀行の外債、対外貸付マクロプルーデンス調節係数、レバレッジ率の調整に関する要求に従う。外貨管理局、人民銀行による政策調整及び当単位の違反行為から生じる関連損失を自己負担する。政策や関連する要求に違反した場合、外貨管理局及び人民銀行が法に基づき実施する行政処罰、業務停止・終了処分、関連処罰決定の公表などを含む処分措置に従う。</p> <p>四、本確認書は多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務に適用される；本確認書に記載されていない事項については、関連する外貨及び人民元管理法令の規定に従って実施する。</p> <p>五、本確認書は、当単位及び所属メンバー単位に適用され、署名した時点から有効となる。当単位は、関連する政策と要求事項を真摯に研究・遵守し、外貨管理局及び人民銀行による多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務管理に対し積極的に協力する。</p> <p>企業（公章印）：                                銀行（公章印）：          現地法人代表（サイン）：                        責任者（サイン）：          年 月 日    年 月 日</p> <p>貿易・投資便利化をさらに促進するため、外貨管理局、人民銀行は法に基づき本確認書を制定し、企業及び銀行が多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務を実施する際、法に従って享受する権利や負うべき義務を注意喚起している。企業、銀行は本確認書に署名し、かつ真摯に実施し、人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理で規定された円滑化措置に基づき関連業務履行の権利を享受できる。</p> <p>外貨管理局、人民銀行は国際受払形勢などの具体的な状況に基づき、多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理政策を制定、調整し、併せて法に基づき報知する。</p>
--	---



<p>外汇局、人民银行依法对跨国公司本外币跨境资金集中运营业务进行监督检查。对企业、银行违规行为，按照《中国人民银行法》《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定进行行政处罚。</p> <p>附2  <b>国家外汇管理局××局（主办企业所在地外汇局）</b>  <b>关于××公司开展本外币跨境资金集中运营业务的备案通知书（参考样式）</b>  ×× [20××] ×号</p> <p>××公司：  你公司《关于××公司开展跨国公司本外币跨境资金集中运营业务的备案申请》（××字 [××] ××号）收悉。根据《国家外汇管理局广东省分局关于××的通知》（粤汇发 [2023] ××号）和××等规定，同意对××公司开展跨国公司本外币跨境资金集中运营业务予以备案。</p> <p>同意你公司作为××公司（跨国公司）开展本外币跨境资金集中运营业务的主办企业（含××家境内成员企业，××境外成员企业，名单见附件），开展外债额度集中、境外放款额度集中、经常项目资金集中收付、经常项目资金轧差净额结算业务。</p> <p>你公司可集中调配的外债额度××亿元人民币；可集中调配的境外放款额度××亿元人民币。（其他需备案或特别关注、说明的事项）。</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局××局 ××年××月××日</p>	<p>外貨管理局、人民銀行は法に基づき多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務の監督及び検査を行う。企業、銀行の違反行為については、《中国人民银行法》《中華人民共和国外貨管理条例》などの法規に基づき行政処分を行う。</p> <p>付属文書 2  <b>国家外貨管理局××局（主幹企業所在地の外管局）</b>  <b>××会社の人民元・外貨クロスボーダー集中運用業務に関する備案通知書（参考仕様）</b>  ×× [20××] ×号</p> <p>××社：  貴社の《××会社による多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務に関する備案申請書》（××字 [××] ××号）は受理された。《国家外貨管理局広東省分局の××に関する通知》（粤匯發 [2023] ××号）と××などの規定に基づき、××会社による多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務の備案に同意する。</p> <p>貴社を人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務を実施する主幹企業××会社として（××国内メンバー企業、××国外メンバー企業、一覽業は付属文書を参照）××会社（多国籍企業）、外債限度額の集中、対外貸付限度額の集中、經常項目資金集中受払、經常項目資金ネットイング業務の実施を同意する。</p> <p>貴社は外債限度額××億元人民元を集中調達することができ；対外貸付限度額××億元人民元を集中調達することができる。  （その他備案あるいは特別注意事項や説明が必要な事項）</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局××局 ××年××月××日</p>
--	--

<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局深圳市分局</b> <b>关于印发《跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定（试点）》的通知</b></p> <p>市各銀行：</p> <p>为持续推进资本项目重点领域改革，进一步便利跨国公司集团资金归集使用，支持实体经济高质量发展，国家外汇管理局深圳市分局决定在全市开展跨国公司本外币跨境资金集中运营管理（以下简称资金池业务）试点，支持前海、河套片区以及深圳市内其他符合条件的企业积极参与。现将《跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定（试点）》（深外管〔2023〕16号）印发。</p> <p>附件：《跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定（试点）》（深外管〔2023〕16号）</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局深圳市分局 2023年7月4日</p> <p>附件 <b>跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定（试点）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 总则</b></p> <p>第一条 为促进贸易投资便利化，服务实体经济，便利跨国公司跨境资金集中运营，制定本规定。</p> <p>第二条 本规定所称跨国公司是以资本联结为纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的联合体。</p> <p>主办企业，是指取得跨国公司授权履行主体业务备案、实施、数据报送、情况反馈等职责的具有独立法人资格的一家境内公司。主办企业为财务公司的，其从事跨境资金交易应遵守行业管理部门的规定。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局深圳市分局</b> <b>《多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理規定（試行）》印刷・公布に関する通知</b></p> <p>市内各銀行：</p> <p>資本項目の重点領域改革を継続的に推進し、多国籍企業グループの資金の集中運用をさらに促進し、実体経済の質の高い発展を支援するため、国家外貨管理局深圳市分局は、当市において多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理（以下、プーリング業務）試行の実施を決定し、前海・河套エリア区及び深圳市内のその他条件に合致する企業の積極的な参加を支援する。《多国籍企業の人民元・外貨によるクロスボーダー資金集中運用管理に関する規定（試行）》（深外管〔2023〕16号）をここに印刷・公布する。</p> <p>付属文書：《多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理規定（試行）》（深外管〔2023〕16号）</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局深圳市分局 2023年7月4日</p> <p>付属文書 <b>多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理規定（試行）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 総則</b></p> <p>第一条 貿易・投資の利便化を促進し、実体経済に奉仕し、多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用を利便化するため、本規定を策定する。</p> <p>第二条 本規定における多国籍企業とは、資本の連結を紐帯とし、親会社・子会社及びその他メンバー企業あるいは機構が共同で組成する企業連合体を指す。</p> <p>主幹企業とは、多国籍企業が主体業務の備案・実施・データ送信・報告・状況のフィードバックなどの職責の履行を授權する独立法人資格を有する国内企業1社を指す。主幹企業が財務公司の場合、そのクロスボーダー資金取引への従事は、業種管理部門の規定を遵守しなければならない。</p>
---	--

<p>成员企业，是指跨国公司内部相互直接或间接持股、具有独立法人资格的各家境内外公司。分公司以及与主办企业无直接或间接持股关系但属同一母公司控股的兄弟公司可视同为成员企业。</p> <p>金融机构（财务公司作为主办企业的除外）、地方政府融资平台公司和房地产企业不得作为主办企业或成员企业参与跨国公司本外币跨境资金集中运营。</p> <p>第三条 本规定所称跨国公司本外币跨境资金集中运营业务（以下简称资金池业务），是指跨国公司根据自身经营和管理需要，通过主办企业集中运营管理境内外成员企业资金的业务，包括开展外债或境外放款额度集中管理、经常项目资金集中收付和轧差净额结算中的一项或多项业务。</p> <p>第四条 跨国公司可以选择主办企业所在地省级/计划单列市区域内符合条件的一家或多家银行作为办理资金池业务的合作银行（以下简称合作银行）。</p>	<p>メンバー企業とは、多国籍企業内部で相互に直接あるいは間接的に持分を保有し、独立法人資格を有する各国内外企業を指す。分公司や、主幹企業と直接あるいは間接的な持分関係はないが同一の親会社に持分支配される兄弟会社は、メンバー企業として認められる。</p> <p>金融機関（財務会社が主幹企業となる場合を除く）、地方政府融資プラットフォーム企業及び不動産企業は、主幹企業あるいはメンバー企業として、多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用に参加してはならない。</p> <p>第三条 本規定における多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務（以下、プーリング業務）とは、多国籍企業が自らの経営や管理上の必要性に応じて、主幹企業を通じて、国内外メンバー企業の資金を集中運用管理する業務を指し、外債・対外貸付限度額の集中管理・經常項目資金集中受払・ネットティングのいずれかあるいは複数の業務を含む。</p> <p>第四条 多国籍企業は、主幹企業が所在する省及び計画単列市区域内の条件に合致する 1 行あるいは複数の銀行を（プーリング業務を取り扱う協力銀行（以下、「協力銀行」）として選択することができる。</p>
<p><b>第二章 业务备案及变更</b></p>	<p><b>第二章 業務備案及び変更</b></p>
<p>第五条 满足以下条件的跨国公司，可根据经营需要选择一家境内企业作为主办企业集中运营管理境内外成员企业资金，开展资金池业务：</p> <p>(一) 具备真实业务需求；</p> <p>(二) 具有完善的跨境资金管理架构、内控制度；</p> <p>(三) 建立相应的内部管理电子系统；</p> <p>(四) 境内全部成员企业上年度本外币国际收支规模合计金额不低于等值 7 亿元人民币；或境内全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于 10 亿元人民币，且境外全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于等值 2 亿元人民币。</p>	<p>第五条 以下の条件を満たす多国籍企業は、経営ニーズに基づき国内企業 1 社を主幹企業として国内外メンバー企業の資金を集中運用管理し、プーリング業務を行うことができる：</p> <p>(一) 真実の業務ニーズを有していること；</p> <p>(二) 完備されたクロスボーダー資金管理の枠組み・内部統制制度を有していること；</p> <p>(三) 相応の内部管理電子システムを構築していること；</p> <p>(四) 全国内メンバー企業の前年度人民元・外貨の国際受払規模の総額が 7 億人民元相当額を下回ってはならない、あるいは全国内メンバー企業の前年度営業収入の総額が 10 億人民元を下回ってはならず、かつ全国外メンバー企業の前年度営業収入の総額が 2 億</p>

<p>如主办企业注册在自由贸易试验区内的跨国公司开展资金池业务，境内全部成员企业上年度本外币国际收支规模合计金额不低于等值 3.5 亿元人民币；或境内全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于 5 亿元人民币且境外全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于等值 1 亿元人民币。</p> <p>(五) 近两年无重大跨境收付业务违法违规行爲（成立不满两年的企业，自成立之日起无重大跨境收付业务违法违规行爲）。</p> <p>(六) 贸易外汇收支名录内企业，货物贸易分类结果应为 A 类。主办企业货物贸易分类结果降为 B、C 类，所在地外汇局将通知跨国公司变更主办企业并重新提交申请材料；其他成员企业货物贸易分类结果降为 B、C 类，主办企业应终止其业务，并参照第九条、第十条进行成员企业变更。</p> <p>(七) 境外成员企业如为境内企业投资设立，应符合国内相关主管部门有关境外投资的规定。</p> <p>(八) 中国人民银行、国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。</p> <p>第六条 具备国际结算能力且具有结售汇业务资格的银行可以作为跨国公司办理资金池业务的合作银行，并应满足以下条件：</p> <p>(一) 近两年执行外汇管理规定年度考核 B 类（含）以上；</p> <p>(二) 近两年开展跨境收付及结售汇业务无重大违法违规行爲；</p> <p>(三) 有完善的反洗钱、反恐怖融资、反逃税的内控制度和措施；近三年无重大的反洗钱行政处</p>	<p>人民币相当額を下回ってはならない。</p> <p>主幹企業が自由貿易区に登録された多国籍企業でプーリング業務を行う場合、全国内メンバー企業の前年度人民币・外貨の国際受払規模の総額が 3.5 億人民币相当額を下回ってはならない、あるいは全国内メンバー企業の前年度営業収入の総額が 5 億人民币を下回ってはならず、かつ全国外メンバー企業の前年度における営業収入の総額が 1 億人民币相当額を下回ってはならない；</p> <p>(五) 直近 2 年間に重大なクロスボーダー受払業務に係る法律・規定違反行爲がないこと（設立から 2 年に満たない企業は、設立日以降に重大なクロスボーダー受払業務に係る法律・規定違反行爲がないこと）；</p> <p>(六) 貿易外貨受払企業リスト内の企業は、貨物貿易分類結果が A 類であること；主幹企業の貨物貿易分類結果が B、C 類に降格した場合、所在地の外貨管理局は、主幹企業を変更し、併せて新たに申請書類を提出するよう多国籍企業に通知する；その他のメンバー企業の貨物貿易分類結果が B、C 類に降格した場合、主幹企業は当該業務を終了し、併せて第九条、第十条を参考してメンバー企業の変更を行わなければならない。</p> <p>(七) 国外メンバー企業が国内企業の投資により設立された場合、国内主管当局の国外投資に関する規定を遵守しなければならない。</p> <p>(八) 中国人民銀行、国家外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。</p> <p>第六条 国際決済能力を有し、かつ人民币両替業務資格を有する銀行は、多国籍企業のプーリング業務を取り扱う協力銀行となることができ、併せて以下の条件を満たさなければならない：</p> <p>(一) 直近 2 年間に執行された外貨管理規定年度考核が B 類（B 類を含む）以上であること；</p> <p>(二) 直近 2 年間に重大なクロスボーダー受払や両替業務に係る法律・規定違反行爲がないこと；</p> <p>(三) アンチマネーロンダリング、アンチテロ融資、反脱税に係る内部統制制度と対策が完備され、直近 3</p>
---	---



<p>罚记录;</p> <p>(四) 中国人民银行、国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。</p> <p>合作银行在持续经营中不符合上述条件的, 仅能为原客户办理原有类别业务。</p> <p>第七条 跨国公司开展资金池业务, 应向所在地国家外汇管理局分支局 (以下简称所在地外汇局) 申请办理备案登记, 申请材料可由主办企业或主办企业委托的一家合作银行作为申请人提交, 包括:</p> <p>(一) 基本材料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申请书 (包括跨国公司及主办企业基本情况、拟开展的业务种类、上年度本外币国际收支规模、近两年跨境收付业务违法违规情况、成员企业名单、主办企业及成员企业股权结构情况及货物贸易企业分类情况、境内企业投资设立的境外成员企业境外投资合规情况、拟选择的合作银行情况、跨境资金管理架构、内控管理及其系统建设情况等);</li> <li>2. 跨国公司对主办企业开展资金池业务的授权书;</li> <li>3. 主办企业与合作银行共同签署的《跨国公司本外币跨境资金集中运营业务办理确认书》(见附件1);</li> <li>4. 主办企业及境内成员企业营业执照复印件;</li> <li>5. 境外成员企业注册文件 (若注册文件为非中文, 则需同时提供中文翻译件);</li> <li>6. 金融业务许可证及经营范围批准文件 (仅主办企业为财务公司的需提供);</li> <li>7. 主办企业委托合作银行办理委托授权书 (如有)。</li> </ol> <p>以上第 2 项材料应加盖跨国公司公章, 其余材料均应加盖主办企业公章。</p> <p>(二) 专项材料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外债额度集中管理。主办企业申请集中外债额度业务登记, 除应提供基本材料, 还应提供以下专</li> </ol>	<p>年間に重大なマネーローディング行政処分記録がないこと;</p> <p>(四) 中国人民銀行、国家外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。</p> <p>協力銀行の経営において、上記の条件を満たさなくなった場合、既存顧客へのみ当業務を取り扱うことができる。</p> <p>第七条 多国籍企業がプーリング業務を行う場合、所在地の国家外貨管理局分支局 (以下、「所在地の外管局」) へ備案登記を申請し、申請書類は主幹企業あるいは主幹企業が委託する協力銀行が申請人として提出する:</p> <p>(一) 基本書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請書 (多国籍企業及び主幹企業の基本状況、実施予定の業務種類、前年度の人民元・外貨国際受払規模、直近 2 年間のクロスボーダー受払業務の法律・規定違反状況、メンバー企業リスト、主幹企業及びメンバー企業の持分構成状況と貨物貿易企業分類状況、国内企業が投資・設立する国外メンバー企業の国外投資コンプライアンス状況、選択予定の協力銀行状況、クロスボーダー資金管理構成、内部統制管理及びそのシステム構築状況など);</li> <li>2. 多国籍企業の主幹企業に対するプーリング業務の授權書;</li> <li>3. 主幹企業が協力銀行と共同で署名した「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理業務取扱確認書」(付属文書 1 参照);</li> <li>4. 主幹企業及び国内メンバー企業の営業許可証写し</li> <li>5. 国外メンバー企業の登記文書 (登記書類が中国語でない場合、中国語の翻訳も同時に提出);</li> <li>6. 金融業務許可証及び経営範囲の批准文書 (主幹企業が財務公司の場合のみ提出が必要)。</li> <li>7. 主幹企業が協力銀行に手続きを委託する委託授權書 (有する場合のみ)</li> </ol> <p>上記第 2 項目の書類は、多国籍企業の公章印を押捺しなければならず、その他の書類はすべて主幹企業の公章印を押捺しなければならない。</p> <p>(二) 専用書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外債限度額の集中管理。主幹企業が外債限度額の集中業務登記を申請する際、基本書類に加えて、</li> </ol>
---	---

<p>项材料：申请书中应列表说明参加外债额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年未经审计的所有者权益状况、拟集中外债额度，并提供贡献外债额度成员企业上年未经审计的资产负债表复印件。</p> <p>2.境外放款额度集中管理。主办企业申请集中境外放款额度业务登记，除应提供基本材料外，还应提供以下专项材料：申请书中应列表说明参加境外放款额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年未经审计的所有者权益状况、拟集中境外放款额度，并提供贡献境外放款额度成员企业上年未经审计的资产负债表复印件。</p> <p>3.经常项目资金集中收付和轧差净额结算。主办企业申请办理经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务登记，除应提供基本材料，还应提供以下专项材料：申请书中应列表说明参与经常项目资金集中收付和轧差净额结算的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地。</p> <p>以上专项材料均应加盖主办企业公章。</p> <p>(三) 如前述基本材料和专项材料存在不清晰不准确情况需要对其实质性内容进行核实的，所在地外汇局可以要求完善申请材料或作出书面解释说明。</p> <p>第八条 所在地外汇局应按照行政许可相关规定，在收到完整的跨国公司本外币跨境资金集中运营业务相关申请材料后，会同当地人民银行完成备案手续，并出具备案通知书（见附 2）。</p> <p>第九条 成员企业新增或退出等不涉及外债和境外放款额度的资本项目变更、主办企业或成员企业发生名称变更的，主办企业应在事项发生之日起 30 日内报合作银行，同时提交原备案通知书复印件、变更所涉企业的相关情况说明、涉及变更事项的证明材料（如变更后的营业执照等）。合作银行根据主办企业申请事项，在资本项目信息系统中办理</p>	<p>以下の専用書類を提出する必要がある：備案申請書に外債限度額の集中に参加する国内メンバー企業の名称・统一社会信用代码・登記地・各国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産状況・集中を予定している外債限度額を列挙して説明し、併せて外債限度額に貢献するメンバー企業の前年度末の監査済の貸借対照表写しを提出しなければならない。</p> <p>2. 対外貸付限度額の集中管理。主幹企業は、対外貸付の限度額の集中業務登記を申請する際、基本書類に加えて、以下の専用書類を提出する必要がある：備案申請書に対外貸付限度額の集中に参加する国内メンバー企業の名称・统一社会信用代码・登記地・各国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産状況・集中を予定している対外貸付限度額を列挙して説明し、併せて対外貸付限度額に貢献するメンバー企業の前年度末の監査済の貸借対照表写しを提出しなければならない。</p> <p>3. 經常項目資金集中受払及びネットィング。主幹企業は、經常項目資金集中受払及びネットィング業務の登記を申請する際、基本書類に加えて、以下の専用書類を提出する必要がある：備案申請書に經常項目資金集中受払及びネットィングに参加する国内メンバー企業の名称・统一社会信用代码・登記地を列挙して説明しなければならない。</p> <p>上記専用書類には主幹企業の公章印を押捺しなければならない。</p> <p>(三) 前述の基本書類及び専用書類に不明瞭あるいは不正確な個所があり、実質的な内容の確認が必要な場合、所在地の外管局は、申請書類の改善や書面による説明を要求することができる。</p> <p>第八条 所在地の外管局は、行政許可の関連規定に従い、完全な多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務の備案申請書類を受領した後、当地人民銀行と共同で備案手続きを行い、備案通知書（付属文書 2 参照）を発行しなければならない。</p> <p>第九条 外債及び対外貸付限度額の資本項目の変更へ影響を及ぼさないメンバー企業の新規追加あるいは退出や、主幹企業あるいはメンバー企業に名称変更が発生する場合、主幹企業は、当該事項の発生日から 30 日以内に協力銀行に通知すると同時に、元の備案通知書写し・変更に関わる企業の関連状況説明・変更事項に関わる証明書類（変更後の営業許可</p>
---	--

<p>変更。</p> <p>第十条 跨国公司资金池业务办理期间，拟对第九条以外的事项进行调整的，主办企业应在调整前 30 日内向所在地外汇局申请办理变更备案登记。所在地外汇局应在收到完整的变更申请材料之日起，按照行政许可法相关规定，会同当地人民银行完成备案手续，并出具备案通知书。</p> <p>(一) 合作银行变更的，应提交以下材料：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.变更合作银行申请（包括拟选择的合作银行，原账户余额的处理方式等）；</li> <li>2.加盖银行业务公章的原账户余额对账单；</li> <li>3.主办企业与变更后合作银行签署的《跨国公司本外币跨境资金集中运营业务办理确认书》。</li> </ol> <p>(二) 主办企业、业务种类、经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务项下成员企业新增或退出等变更的，应照第七条提交与变更事项有关材料。申请材料可由主办企业或主办企业委托的一家合作银行作为申请人提交。</p> <p>第十一条 主办企业应在收到备案通知书一年内开立国内资金主账户并实际办理资金池业务。</p> <p>第十二条 跨国公司拟停止办理资金池业务的，主办企业应在处理完毕相关债权债务、关闭国内资金主账户后，向所在地外汇局申请办理注销备案登记，提交申请书和原备案通知书原件，申请书应写明跨国公司资金池业务外债额度及境外放款额度集中、涉外收付款及结售汇、国内资金主账户的关闭等相关情况。所在地外汇局应在收到申请材料之日起，按照行政许可法相关规定，会同当地人民银行完成备案手续，并收回原备案通知书原件。</p>	<p>証など）を提出しなければならない。協力銀行は、主幹企業の申請事項に基づき、資本項目情報システムにて変更処理を行う。</p> <p>第十条 多国籍企業のプーリング業務の取扱期間中に、第九条以外的事项で調整が発生する場合、主幹企業は、30 日前までに所在地の外管局に変更備案登記の申請をしなければならない。所在地の外管局は完全な変更申請書類の受領日から、行政許可法の関連規定に従い、当地人民銀行と共同で備案手続きを行い、備案通知書を発行しなければならない。</p> <p>(一) 協力銀行の変更の場合、以下の書類を提出しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.協力銀行変更申請（選択予定の協力銀行、元の口座残高の処理方法などを含む）；</li> <li>2.銀行の業務公章印を押捺した元の口座残高ステートメント；</li> <li>3.主幹企業及び変更後の協力銀行が署名した「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理業務取扱確認書」；</li> </ol> <p>(二) 主幹企業、業務種類、經常項目資金集中受払及びネットィング業務に関連するメンバー企業の新規追加あるいは退出などの変更の場合、第七条に基づき変更事項の関連書類を提出しなければならない。申請書類は主幹企業または主幹企業が委託する 1 行の協力銀行を申請人として提出することができる。</p> <p>第十一条 主幹企業は備案通知書の取得後 1 年以内に国内資金主口座を開設し、併せてプーリング業務を実際に行わなければならない。</p> <p>第十二条 多国籍企業がプーリング業務の実施を停止する場合、主幹企業は、関連債権・債務の処理を完了させ、国内資金主口座の閉鎖後、所在地の外管局に抹消登記備案を申請し、申請書と元の備案通知書の原本を提出し、申請書には多国籍企業のプーリング業務における外債限度額及び対外貸付限度額の集中、対外受払及び両替、国内資金主口座の閉鎖などの関連状況を明記しなければならない。所在地の外管局は申請書の受領日から、行政許可法の関連規定に従い、当地人民銀行と共同で備案手続きを行い、並べて元の備案通知書を回収しなければならない。</p>
---	--



<p><b>第三章 外債額度集中管理</b></p>	<p><b>第三章 外債限度額の集中管理</b></p>
<p>第十三条 跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业外债额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展外债业务。</p>	<p>第十三条 多国籍企業は、マクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の外債限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商業慣例を遵守して自ら外債業務を行うことができる。</p>
<p>第十四条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业外债额度。</p>	<p>第十四条 多国籍企業の主幹企業は、以下の公式に基づき国内メンバー企業の外債限度額を集中させることができる。</p>
<p>跨国公司外債集中額度 ≤ (主办企业上年未经审计的所有者权益 + Σ境内成员企业上年未经审计的所有者权益 * 集中比例) * 跨境融资杠杆率 * 宏观审慎调节参数。</p>	<p>多国籍企業外債集中限度額 ≤ (主幹企業の前年度末の監査済の純資産 + Σ国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産 × 集中割合) × クロスボーダー融資レバレッジ率 × マクロプルーデンス調節係数。</p>
<p>跨国公司外債风险加权余额 = Σ本外币外債余额 + Σ外币外債余额 * 汇率风险折算因子。</p>	<p>多国籍企業外債リスク加重残高 = Σ人民元・外貨外債残高 + Σ外貨外債残高 × 為替リスク換算因数。</p>
<p>跨国公司外債风险加权余额应不超过跨国公司外債集中額度。</p>	<p>多国籍企業外債リスク加重残高は多国籍企業外債集中限度額を超えてはならない。</p>
<p>跨境融资杠杆率、宏观审慎调节参数按全口径跨境融资宏观审慎管理相关规定确定。中国人民银行、国家外汇管理局可根据整体对外负债情况、期限结构、币种结构等对跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数、汇率风险折算因子进行调节。</p>	<p>クロスボーダー融資レバレッジ率、マクロプルーデンス調節係数は、全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の関連規定に基づき確定される。中国人民銀行、国家外貨管理局は、全体の對外負債状況、期限構成、通貨種類構成などに基づき、クロスボーダー融資レバレッジ率及びマクロプルーデンス調節係数、為替リスク換算因数を調整することができる。</p>
<p>财务公司作为主办企业的，不得参与外債集中度集中。</p>	<p>主幹企業が財務公司の場合、外債限度額の集中に参加してはならない。</p>
<p>各成员企业可自行决定部分集中的外債額度，集中額度调整频率每年最多一次。未被归集的外債額度，各成员企业按照现行规定，自行办理外債业务。</p>	<p>各メンバー企業は、部分的に集中される外債限度額を独自で決定することができ、集中限度額の調整頻度は年に1回までとする。未集中の外債限度額について、各メンバー企業は現行規定に従い、独自で外債業務を行う。</p>
<p>第十五条 主办企业以自身为实际借款人集中借入外債或以成员企业为实际借款人代理其借入外債的，应通过主办企业的国内资金主账户办理。成员企业自行借入外債的，应在未集中額度内通过成员企业自身外債账户办理。</p>	<p>第十五条 主幹企業は自らを實際の借入人として外債を集中借入、あるいはメンバー企業を實際の借入人としてその外債借入を代理する場合、主幹企業の国内資金主口座を通じて行わなければならない。メンバー企業が自ら外債を借入する場合、未集中限度額内で、メンバー企業自身の外債口座を通じて行わなければならない。</p>



<p>第十六条 主办企业所在地外汇局在为主办企业出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的外债集中额度为主办企业办理一次性外债登记。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 境外放款额度集中管理</b></p> <p>第十七条 跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业的境外放款额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展境外放款业务。</p> <p>第十八条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业境外放款额度。</p> <p>跨国公司境外放款集中额度 ≤ (主办企业上年未经审计的所有者权益 + Σ境内成员企业上年未经审计的所有者权益 * 归集比例) * 境外放款杠杆率 * 境外放款宏观审慎调节系数。</p> <p>跨国公司境外放款风险加权余额 = Σ本外币境外放款余额 + Σ外币境外放款余额 * 币种转换因子。</p> <p>跨国公司境外放款风险加权余额应不超过跨国公司境外放款集中额度。</p> <p>境外放款杠杆率、境外放款宏观审慎调节系数按境外放款相关规定确定。中国人民银行、国家外汇管理局可根据整体境外放款情况、期限结构、币种结构等对境外放款杠杆率、境外放款宏观审慎调节系数和币种转换因子进行调节。</p> <p>财务公司作为主办企业的，不得参与境外放款额度集中。</p> <p>各成员企业可自行决定部分集中的境外放款额度，集中额度调整频率每年最多一次。未被归集的境外放款额度，各成员企业按照现行规定，自行办理境外放款业务。</p>	<p>第十六条 主幹企業の所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、国家外管理局の関連情報システム上で備案済の外債集中限度額に基づき主幹企業に一回限りの外債登記を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 对外貸付限度額の集中管理</b></p> <p>第十七条 多国籍企業は、マクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の对外貸付限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商業慣例を遵守して自らクロスボーダー對外貸付業務を行うことができる。</p> <p>第十八条 多国籍企業は、以下の公式に基づき国内メンバー企業の對外貸付限度額を集中させることができる。</p> <p>多国籍企業對外貸付集中限度額 ≤ (主幹企業の前年度末の監査済の純資産 + Σ国内メンバー企業の前年度の監査済の純資産 × 集中割合) × 對外貸付レバレッジ率 × 對外貸付マクロプルーデンス調節係数。</p> <p>多国籍企業對外貸付リスク加重残高 = Σ人民元・外貨對外貸付残高 + Σ外貨對外貸付残高 × 通貨種類転換因数。</p> <p>多国籍企業對外貸付リスク加重残高は多国籍企業對外貸付集中限度額を超えてはならない。</p> <p>對外貸付レバレッジ率、對外貸付マクロプルーデンス調節係数は、對外貸付の関連規定に基づき確定される。中国人民銀行、国家外貨管理局は、全体の對外貸付状況、期限構成、通貨種類構成などに基づき、對外貸付レバレッジ率及び對外貸付マクロプルーデンス調節係数、通貨種類転換因数を調整することができる。</p> <p>主幹企業が財務公司の場合、對外貸付限度額の集中に参加してはならない。</p> <p>各メンバー企業は、部分的に集中される對外貸付限度額を独自で決定することができ、集中限度額の調整頻度は年に1回までとする。未集中の對外貸付限度額について、各メンバー企業は現行規定に従い、独自で對外貸付業務を行う。</p>
--	--

第十九条 主办企业以自身为实际放款人集中进行境外放款或以成员企业为实际放款人代理其进行境外放款的，应通过主办企业的国内资金主账户办理。成员企业自行向境外放款的，应在未集中额度内通过成员企业自身境外放款专户办理。

第二十条 主办企业所在地外汇局在为主办企业出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的境外放款集中额度为主办企业办理一次性境外放款额度登记。

### 第五章 经常项目资金集中收付和 轧差净额结算业务管理

第二十一条 跨国公司可根据经营需要，通过主办企业办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算业务。

经常项目资金集中收付是指主办企业通过国内资金主账户集中代理境内成员企业办理经常项目收支。

经常项目轧差净额结算是指主办企业通过国内资金主账户集中核算其境内外成员企业经常项目项下应收应付资金，合并一定时期内收付交易为单笔交易的操作方式。原则上每个自然月轧差净额结算不少于1次。

境内成员企业按照规定，需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务，不得参加经常项目资金集中收付和轧差净额结算，应按现行规定办理。

第二十二条 主办企业所在地外汇局在为主办企业出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中为主办企业办理货物贸易外汇业务登记。

第二十三条 跨国公司停止办理经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务的，主办企业应在停办后30日内告知合作银行，并自行或委托合作银行向所在地外汇局报告。

第十九条 主幹企業は自らを実際の貸付人として対外貸付を集中し、あるいはメンバー企業を実際の貸付人としてその対外貸付を代理する場合、主幹企業の国内資金主口座を通じて行わなければならない。メンバー企業が自ら対外貸付する場合、未集中限度額内で、メンバー企業自身の対外貸付専用口座を通じて行わなければならない。

第二十条 主幹企業の所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、国家外貨管理局の関連情報システム上で備案済の対外貸付集中限度額に基づき主幹企業に一回限りの対外貸付限度額登記を行わなければならない。

### 第五章 經常項目資金集中受払及び ネットティングの業務管理

第二十一条 多国籍企業は、経営ニーズに基づき、主幹企業を通じて經常項目資金集中受払あるいはネットティング業務を行うことができる。

經常項目資金集中受払とは、主幹企業が国内資金主口座を通じて国内メンバー企業を代理し集中して經常項目受払を行うことを指す。

經常項目ネットティングとは、主幹企業が国内資金主口座を通じてその国内外メンバー企業の經常項目の未収・未払金を集中計算し、一定期間内の受払取引を合算して1件の取引とするオペレーション方式を指す。原則、毎月のネットティングは1回を下回ってはならない。

国内メンバー企業は規定に基づき「貨物貿易外貨業務登记表」により行う必要がある業務については、經常項目資金集中受払及びネットティングに参加してはならず、現行の規定に基づき行わなければならない。

第二十二条 主幹企業の所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、国家外貨管理局の関連情報システム上で主幹企業の貨物貿易外貨業務登記を行わなければならない。

第二十三条 多国籍企業が經常項目資金集中受払及びネットティング業務を停止する場合、主幹企業は停止後の30日以内に協力銀行へ通知しなければならず、併せて自らあるいは協力銀行へ委託して、所在地の外管局へ報告する。

## 第六章 账户管理

第二十四条 主办企业可持备案通知书，在经备案的合作银行开立国内资金主账户，办理本外币跨境资金集中运营相关业务。

跨国公司可以根据经营需要，选择一家境外成员企业，在经备案的合作银行开立境外机构境内外汇账户（NRA）账户，集中运营管理境外成员企业资金。

第二十五条 国内资金主账户可以是多币种（含人民币）账户，开户数量不予限制，但应符合审慎监管要求；国内资金主账户允许日间及隔夜透支；透支资金只能用于对外支付，收到资金后应优先偿还透支款。

第二十六条 国内资金主账户收支范围如下：

## （一）收入范围

- 1.境内成员企业的经常项目收入；
- 2.境内成员企业人民币银行结算账户（不参与归集的人民币外债资金存放账户除外）、经常项目账户、资本金账户、资产变现账户资金划入；
- 3.集中额度内从境外融入的外债和收回的境外放款本息；
- 4.购汇存入（经常项目项下对外支付购汇所得资金、购汇境外放款或偿还外债资金）；
- 5.存款本息；
- 6.同一主办企业其它国内资金主账户资金划转收入；
- 7.中国人民银行、国家外汇管理局核准的其他收入。

除另有规定外，跨国公司境内成员企业向境内存款性金融机构借入的外汇贷款不得进入国内资金主账户（用于偿还外债、境外放款等除外）。

## 第六章 口座管理

第二十四条 主幹企業は、備案通知書を持参して、備案済の協力銀行において国内資金主口座を開設し、人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用関連業務を行うことができる。

多国籍企業は、経営ニーズに基づき、国外メンバー企業 1 社を選択し、備案済の協力銀行において国外機構国内外貨口座（NRA 口座）を開設し、国外メンバー企業の資金を集中運営管理することができる。

第二十五条 国内資金主口座は、マルチカレンシー（人民元を含む）口座とすることができ、口座数は制限しないが、マクロブルーデンス監督管理の要求に合致していなければならない；国内資金主口座は、日中及びオーバーナイトの貸越を認める；貸越資金は、対外支払にのみ使用することができ、資金の受領後、優先的に貸越金を弁済しなければならない。

第二十六条 国内資金主口座の受払範囲は以下の通りとする：

## （一）入金範囲

- 1.国内メンバー企業の經常項目収入；
- 2.国内メンバー企業の人民元銀行決済口座（集中に参加しない人民元外債資金預金口座を除く）、經常項目口座、資本金口座、資産現金化口座からの入金；
- 3.集中限度額内で国外から入金する外債及び回収する対外貸付元利；
- 4.外貨転による預入（經常項目対外支払に係る外貨転代り金、外貨転による対外貸付あるいは外債弁済資金）；
- 5.預金元利；
- 6.同一主幹企業のその他の国内資金主口座の資金の振替入金；
- 7.中国人民銀行、国家外貨管理局が審査認可したその他の入金。

別の規定がある場合を除き、多国籍企業の国内メンバー企業が国内の預金性金融機関から借り入れた外貨借入は、国内資金主口座に入金してはならない（外債弁済・対外貸付等に用いる場合を除く）。

<p>(二) 支出范围</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 境内成员企业的经常项目支出;</li> <li>2. 向境内成员企业人民币银行结算账户、经常项目账户、资本金账户、资产变现账户划出;</li> <li>3. 集中额度内向境外融出的境外放款和偿还的外债本息;</li> <li>4. 结汇划出;</li> <li>5. 存款划出;</li> <li>6. 交纳存款准备金;</li> <li>7. 同一主办企业其它国内资金主账户资金划转支出;</li> <li>8. 中国人民银行、国家外汇管理局核准的其他支出。</li> </ol> <p>第二十七条 跨国公司开展资金池业务归集的外债项下涉外收付款和境外放款项下涉外收付款币种原则上应保持一致, 不得进行人民币和外币间的跨币种套利。</p> <p>第二十八条 主办企业通过国内资金主账户借入的外债资金, 在不违反相关监管规则的前提下, 在成员企业需自行支付的情况下, 人民币外债资金可由国内资金主账户划至成员企业国内人民币银行结算账户, 外币外债资金可由国内资金主账户直接下拨至成员企业国内外汇贷款账户办理相关业务。</p> <p>第二十九条 国内资金主账户资金使用应符合现行中国人民银行和国家外汇管理局有关规定。国内资金主账户归集的资本项目项下资金不得直接或间接(通过成员企业)用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出, 不得向非关联企业发放贷款, 不得直接或间接投资有价证券/理财产品及非自用房地产。</p> <p>第三十条 国内资金主账户与境外经常项目收付以及结售汇, 包括集中收付和轧差净额结算等, 由合作银行按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则办理相关手续。对于资金性质不明确的, 银行应当要求主办企业提供相关单证, 服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交纸质或电子税务备案表。</p>	<p>(二) 出金範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内メンバー企業の經常項目支払;</li> <li>2. 国内メンバー企業の人民元銀行決済口座、經常項目口座、資本金口座、資産現金化口座への振替出金;</li> <li>3. 集中限度額内で国外に出金する対外貸付及び弁済する外債元利;</li> <li>4. 人民元転出金;</li> <li>5. 預金の振替出金;</li> <li>6. 預金準備金の納付;</li> <li>7. 同一主幹企業のその他の国内資金主口座への資金の振替出金;</li> <li>8. 中国人民銀行、国家外貨管理局が審査認可したその他の出金。</li> </ol> <p>第二十七条 多国籍企業がプーリング業務により集中した外債に係る対外受払金と対外貸付に係る対外受払通貨種類は、原則として一致していなければならず、人民元と外貨間の通貨種類による裁定取引をしてはならない。</p> <p>第二十八条 主幹企業は国内資金主口座を通じて借入する外債資金について、関連する監督管理規定に違反しないことを前提に、メンバー企業が自ら支払う必要がある場合、人民元外債資金は国内資金主口座からメンバー企業の国内人民元銀行決済口座へ振替ができ、外貨外債資金は国内資金主口座からメンバー企業の国内外貨貸付口座へ直接振替、関連業務を行うことができる。</p> <p>第二十九条 国内資金主口座の資金使途は、中国人民銀行と国家外貨管理局の現行の関連規定に従うものとする。国内資金主口座で集中した資本項目に係る資金は、直接あるいは間接的に(メンバー企業を通じて)、企業経営範囲外または国家法律・法規で禁止されている支出に使用してはならず、非関連企業への貸付を行ってはならず、有価証券/理財商品及び自己使用目的以外の不動産への直接あるいは間接的な投資を行ってはならない。</p> <p>第三十条 国内資金主口座での国外との經常項目受払及び人民元転・外貨転、集中受払及びネットイングなどは、協力銀行が「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジェンス」などの業務実施原則に基づき関連手続を取り扱う。資金の性質が不明確な場合、銀行は、主幹企業に関連エビデンスを提出するよう要求しなければならない。サービス貿易</p>
--	---



<p>主办企业按照规定，需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务，应到所在地外汇局办理登记手续。</p> <p>主办企业及境内成员企业应按货物贸易外汇管理规定，及时、准确通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。</p> <p>银行、主办企业应当分别留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。</p> <p>第三十一条 国内资金主账户可集中办理经常项下、直接投资、外债和境外放款项下结售汇。</p> <p>境内成员企业归集至主办企业的外商直接投资项下外汇资金（包括外汇资本金、资产变现账户资金），以及主办企业在经备案的集中额度内融入的外币外债资金和收回的外币境外放款本息，在国内资金主账户内可以按照意愿结汇方式或支付结汇方式办理结汇手续。在成员企业需自行支付的情况下，可由主办企业的结汇待支付账户再划入成员企业的结汇待支付账户。相关业务应遵守现行“资本项目—结汇待支付账户”和资金用途等方面的规定。</p> <p>境内成员企业、主办企业可按现行规定办理购汇业务。</p> <p>第三十二条 主办企业在办理国内资金主账户内资本项目外汇收入（含外汇和结汇所得人民币资金）支付使用时，可在承诺相关交易真实合规的前提下，直接与合作银行办理，无需事前向合作银行逐笔提供真实性证明材料。银行、主办企业应当分别留存充分证明且交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。</p>	<p>などの項目の対外支払については、規定に基づき紙ベースあるいは電子税務備案表を提出しなければならない。</p> <p>主幹企業は規定に従い、《貨物貿易外貨業務登記表》により行う必要がある業務については、所在地の外管局で登記手続きを行わなければならない。</p> <p>主幹企業及び国内メンバー企業は、貨物貿易外貨管理規定に基づき、適時、正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業版）を通じて貿易信用、貿易融資などの業務報告を行わなければならない。</p> <p>銀行、主幹企業は、その取引の真実、合法性を十分に証明する関連文書及びエビデンスなどを検査に備え5年間保管しなければならない。</p> <p>第三十一条 国内資金主口座は、經常項目、直接投資、外債及び対外貸付に係る人民元転、外貨転を集中して行うことができる。</p> <p>国内メンバー企業が主幹企業に集中させた外商直接投資に係る外貨資金（外貨資本金、資産現金化口座資金を含む）、及び主幹企業が備案済の集中限度額内で入金する外貨外債資金及び回収する対外貸付元利金については、国内資金主口座内で任意人民元転方式あるいは支払人民元転方式により人民元転手続を行うことができる。メンバー企業自ら支払う必要がある場合、主幹企業の人民元転支払待機口座からメンバー企業の人民元転支払待機口座へ振替入金することができる。関連業務は、現行の「資本項目－人民元転支払待機口座」及び資金用途などの規定を遵守しなければならない。</p> <p>国内メンバー企業、主幹企業は現行規定に基づき、外貨転業務を行うことができる。</p> <p>第三十二条 主幹企業が国内資金主口座内の資本項目外貨収入（外貨及び人民元転代わり金を含む）を支払のために使用する際には、関連取引の真実・コンプライアンス性を承諾するとの前提の下、直接協力銀行において行うことができ、事前に協力銀行に対して取引毎に真実性証明書類を提出する必要はない。銀行、主幹企業は、その取引の真実、合法性を十分に証明する関連文書及びエビデンスなどを検査に備え5年間保管しなければならない。</p>
--	---

## 第七章 监督管理

第三十三条 中国人民银行和国家外汇管理局根据本规定对资金池业务实施监督管理，建立信息共享机制。

第三十四条 主办企业应认真按照本规定及备案通知书内容开展业务。

主办企业的国内资金主账户通过境内银行融入和偿还外债资金、融出和收回境外放款资金、办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算等业务时，应严格按照现行规定进行国际收支统计申报，并报送相关账户信息。主办企业为财务公司或指定申报主体的，还应当进行对外金融资产负债及交易统计申报。

第三十五条 合作银行在为跨国公司办理资金池业务时，应按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则进行真实性和合规性审核，切实履行反洗钱、反恐怖融资义务。

第三十六条 合作银行应与跨国公司联合制定资金池业务的内部管理规章制度，包括但不限于业务模式、操作流程、内控制度、组织架构、系统建设、风险防控措施、数据监测方式以及技术服务保障方案等内容，并留存备查。

第三十七条 合作银行应认真履行人民币跨境收付信息管理系统（RCPMIS）数据报送义务，及时、完整、准确地向 RCPMIS 报送跨国公司本外币跨境资金集中运营业务基础信息、跨境收支（本外币）账户及余额等相关信息，并留存证明其交易真实、合法的相关文件和单证等 2 年备查。

合作银行应按规定及时、完整、准确地报送相关账户信息、国际收支统计申报、境内资金划转、结售汇等数据，审核企业报送的业务数据，协助做好非现场监测，发现异常情况及时向所在地外汇局

## 第七章 监督管理

第三十三条 中国人民銀行と国家外貨管理局は本規定に基づきプーリング業務の実施に対し、監督管理し、情報共有メカニズムを構築する。

第三十四条 主幹企業は、本規定及び備案通知書の内容に真摯に従い業務を行わなければならない。

主幹企業の国内資金主口座は、国内銀行を通じて外債資金の入金及び返済、対外貸付資金の出金及び回収、經常項目資金集中受払あるいはネットイングなどの業務を行う際、現行の国際受払統計申告規定に厳格に従い、併せて関連口座情報を送信・報告する。主幹企業が財務公司あるいは指定申告主体である場合、対外金融資産負債及び取引統計の申告をしなければならない。

第三十五条 協力銀行は多国籍企業のプーリング業務を行う際、「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジェンス」などの業務実施原則に基づき、真実性及びコンプライアンス性の審査を行い、アンチマネーロンダリングやアンチテロ融資義務を確実に履行しなければならない。

第三十六条 協力銀行は、多国籍企業と共同でクロスボーダー・プーリング業務の内部管理規則・制度を制定し、併せて検査に備え保存しなければならない。当該規則・制度には、業務モデル・オペレーションフロー・内部統制制度・組織構成・システム構築・リスク防止コントロール措置・データモニタリング方式及び技術サービス保障ソリューションなどの内容を含むがこれに限らない。

第三十七条 協力銀行は人民元クロスボーダー受払情報管理システム（RCPMIS）データの送信・報告義務を確実に履行し、速やかかつ完全、正確に RCPMIS へ多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務の基本情報やクロスボーダー受払（人民元・外貨）口座及び残高などの関連情報を送信・報告し、併せてその取引の真実、合法性を証明する関連文書及びエビデンスなどを検査に備え 2 年間保管しなければならない。

協力銀行は、規定に基づき速やかかつ完全、正確に関連口座情報、国際収支統計申告、国内資金振替、人民元転などのデータを送信・報告し、企業が送信・報告した業務データを審査し、オフサイトモニタリング

<p>報告。</p> <p>第三十八条 跨国公司所在地外汇局应会同当地人民银行建立资金池业务风险评估工作机制，采取下列措施确保管理职责履行：</p> <p>（一）定期或不定期进行风险评估。根据评估结果和具体情节，对风险较高的跨国公司和合作银行进行约谈、发放风险提示函或要求其限期整改。</p> <p>（二）强化非现场监测与现场核查检查。充分利用跨境资金流动监测与分析系统和资本项目信息系统等，建立参与资金池业务的跨国公司名单，全面分析资金池业务相关涉外收付款、结售汇及账户管理等情况，加强对相关业务的跟踪分析监测。</p> <p>（三）做好银行、企业业务指导工作。采取有效措施满足企业合法合理需求，督促银行建立操作规程和内控制度，提供必要的技术服务保障。必要时，可要求主办企业对跨境资金集中运营业务的合规性等进行审计。</p> <p>第三十九条 跨国公司和合作银行未按本规定、外汇管理和跨境人民币相关规定办理资金池业务的，由所在地人民银行、外汇局按照《中国人民银行法》、《中华人民共和国外汇管理条例》等相关法律法规查处。</p>	<p>の適切な協力をし、異常を発覚した場合、速やかに所在地の外管局へ報告しなければならない。</p> <p>第三十八条 多国籍企業の所在地の外管局は、当地の人民銀行と共同してプーリング業務のリスク評価を行うメカニズムを構築し、以下の措置を講じて管理責任の履行を確保しなければならない：</p> <p>（一）定期あるいは不定期にリスク評価を行う。評価結果と具体的な状況に基づき、リスクの高い多国籍企業や協力銀行に対し、面談やリスク提示レターの発行、あるいは期限内の是正を要求しなければならない。</p> <p>（二）オフサイトモニタリング及び現場検証・検査を強化する。クロスボーダー資金流動モニタリング及び分析システムならびに資本項目情報システムなどを十分に活用し、プーリング業務に参加する多国籍企業リストを作成し、プーリング業務に関連する対外受払金、人民元転/外貨転及び口座管理などの状況を全面的に分析し、関連業務に対する追跡・分析・モニタリングを強化する。</p> <p>（三）銀行、企業への業務指導を適切に行う。有効な措置を講じて企業の合法かつ合理的ニーズを満たし、銀行がオペレーション規程及び内部統制制度を構築するよう促し、必要な技術サービス保障を提供する。必要に応じて、主幹企業に対しクロスボーダー資金集中運用業務のコンプライアンス性などについて監査を行うよう要求することができる。</p> <p>第三十九条 多国籍企業と協力銀行は、本規定または外貨管理やクロスボーダー人民元の関連規定に従わずにプーリング業務を行った場合、所在地の人民銀行、外貨管理局は《中国人民銀行法》、《中華人民共和国外貨管理条例》などの関連法規に基づき調査・処分する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第八章 附則</b></p> <p>第四十条 跨国公司主办企业和成员企业原则上不得重复申请跨境资金集中运营备案。</p> <p>第四十一条 中国人民银行、国家外汇管理局可根据国家宏观调控政策、国际收支形势及业务开展情况，对本规定进行调整。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第八章 附則</b></p> <p>第四十条 多国籍企業の主幹企業及びメンバー企業は、原則、クロスボーダー資金集中運用についての備案を重複して申請することはできない。</p> <p>第四十一条 中国人民銀行、国家外貨管理局は、国家のマクロコントロール政策、国際収支情勢及び業務実施状況に基づき、本規定を調整することができる。</p>

<p>第四十二条 本規定自发布之日起实施。</p> <p><b>附:</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 跨国公司本外币跨境资金集中运营业务办理确认书</li> <li>2. 国家外汇管理局××局（主办企业所在地外汇局）关于××公司开展本外币跨境资金集中运营业务的备案通知书（参考样式）</li> </ol>	<p>第四十二条 本規定は公布日より実施される。</p> <p><b>付属文書：</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務の取扱確認書</li> <li>2. 国家外貨管理局××局（主幹企業所在地の外管局）××会社の人民元・外貨クロスボーダー集中運用業務に関する備案通知書（参考仕様）</li> </ol>
--	--